

平成18年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成18年6月27日(火曜日)

議 事 日 程 (第6号)

第1 一般質問

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員 (41名)

1 番	味 元 和 義 君	2 番	國 澤 雅 男 君
3 番	宮 崎 南海男 君	4 番	松 下 和 孝 君
5 番	山 上 利 嗣 君	6 番	山 崎 邦 雄 君
7 番	緒 方 正 綱 君	8 番	竹 内 常 喜 君
9 番	山 岡 義 正 君	10 番	島 岡 幹 夫 君
11 番	森 健 吉 君	12 番	竹 内 忠 征 君
14 番	橋 本 章 央 君	15 番	林 一 將 君
16 番	伊 藤 訓 新 君	17 番	秋 田 昇 君
18 番	橋 本 保 君	19 番	宗 崎 小百合 君
20 番	酒 井 祥 成 君	21 番	堀 本 伸 一 君
22 番	梶 原 政 利 君	23 番	牧 野 利恵子 君
24 番	弘 瀬 則 彦 君	25 番	芝 正 三 君
26 番	市 川 繁 歆 君	27 番	宮 地 章 一 君
28 番	武 田 茂 男 君	29 番	濱 田 正 三 君
30 番	横 田 憲次郎 君	31 番	佐々木 保 彦 君
32 番	下 元 昇 君	33 番	林 健 三 君
34 番	田 邊 哲 夫 君	35 番	山 本 道 利 君
36 番	岩 井 優之介 君	37 番	宮 本 則 夫 君
38 番	岡 峯 久 雄 君	39 番	氏 原 郭 君

40番 田邊客子君

41番 松下信幸君

42番 田邊幹男君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	助 役	甲 把 英 一 君
助 役	高 瀬 満 伸 君	総 務 課 長	浜 田 好 清 君
総 務 副 課 長	敷 地 敬 介 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管 財 契 約 課 長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町 民 環 境 課 長	酒 井 正 君	健 康 福 祉 課 長	岡 林 寿 男 君
農 林 水 産 課 長	渡 部 睦 君	商 工 観 光 課 長	田 辺 由 喜 男 君
建 設 課 長	武 市 逸 夫 君	上 下 水 道 課 長	佐 竹 生 朗 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	長 谷 部 文 男 君	学 校 教 育 課 長	掛 水 誠 幸 君
生 涯 学 習 課 長	市 川 敏 英 君	農 業 委 員 会 会 長	市 川 和 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	下 藤 広 美 君	代 表 監 査 委 員	奥 宮 敏 男 君
財 政 班 総 括 主 幹	熊 谷 敏 郎 君		

大正総合支所

支 所 長	永 井 立 一 君	地 域 振 興 課 長	林 正 憲 君
町 民 生 活 課 長	柴 久 幸 君	大 正 診 療 所 長	武 内 洋 介 君
産 業 建 設 課 長	清 水 正 一 君		

土和総合支所

支 所 長	林 伸 良 君	地 域 振 興 課 長	森 芳 明 君
町 民 生 活 課 長	伊 藤 哲 郎 君	産 業 建 設 課 長	岡 本 順 一 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|             |           |     |           |
|-------------|-----------|-----|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 左 脇 美 枝 君 |
| 書 記         | 小 島 由 実 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（弘瀬則彦君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員数は41名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年第1回四万十町議会定例会第13日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより会議順序に従い会議を進めます。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受け付け順に従い、発言を許可することにします。

2番梶原政利君の一般質問を許可します。

○2番（梶原政利君） 皆さんおはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。連続して毎日質問でお疲れとは思いますが、よろしくお願いをいたします。

質問の前をお願いをしておきたいと思いますが、病気の関係で耳が難聴ぎみですので、ご答弁をされる皆さん方にはぜひボリュームをちょっと上げてご答弁をお願いしたいというように思います。よろしくお願いします。

発言通告に従いまして質問を行いたいと思います。

最初に、介護保険制度でございます。私は介護保険、それから障害者自立支援法、医療保険、いわゆる社会保障制度、福祉制度につきまして質問をしていきたいと思います。

まず最初に、介護保険でございますが、ご承知のとおり、小泉自民・公明内閣はこの5年間現内閣も含め歴代の政府がつくってきました膨大な借金のツケを国民にしわ寄せする方向をとってまいりました。そのため、国民の暮らしに直結する年金や税制、医療や介護を初め、社会保障すべてにわたりまして次から次へと改悪をされ、いわゆる給付は軽く負担は重くなるばかりで大変な痛みが押しつけられております。特にお年寄り、高齢者に対する痛みは、もはやたえられないところに来ていると思いますと言っても私は過言ではないと思います。

6月11日の高知新聞の「広場の声」の中に、次のような記事がございます。改革の痛みはええかげんにといいことで載っておりますが、この記事ですが読み上げさせていただきます。「私にとって嫌な言葉の一つにリストラがあります。リストラクチャリングを省略した言葉であることを広辞苑の最新版で知ることができました。それまでの同辞典にな

かったので、現代用語として登録されたものと思われます。リストラは企業の都合により余った人員、余剰人員を整理することです。対象者の大半が働き盛りで、家庭にとっては大切な人たちなので極めて深刻です。企業には合理化かもしれないが、つまりは人間の使い捨てそのものであるようです。17年度の過労労災認定が過去最多の330人という数字が出ました。そして、17年の自殺者が3万人を超え、これは8年連続ということになります。しかも、前年よりふえているから政治の責任は免れません。まさか自己責任とは言えないはずです。小泉政権は改革を旗印に発足しましたが、この現実をどう見るのでしょうか。昨年の衆議院選で問題のホリエモンを時代の寵児としてたたえ、大挙して応援した自民党の幹部たちの絶叫は何だったのでしょうか。どこか底辺を忘れ方向性を失っているように思えてなりません。政治家も企業も人を大切にする視点に立ち、改革は痛みを伴うは、もういいかげんに返上してもらいたいものです」と。これは「広場の声」という高知新聞の記事です。

また、先月5月23日の新聞でございますが、北九州市門司区で56歳の男性がミイラ化した遺体で発見された事件がありましたが、この方は昨年8月に失業をしまして収入が途絶えたため、市に行って2回にわたって生活保護の申請を求めたようでございますが、冷たく拒否され、そのために生活ができず、市営住宅でございましたが、ガス、水道、電気ともにとめられまして餓死をしたものと報道されています。

さらに、今月11日付の新聞では、83歳の男の方が少額の年金ゆえに4年間も自分の車の中で生活をし、発見されたときは既になんで手おくれとなっており、死亡したと、そういう記事が載っております。この方も年金だけでは生活ができず、79歳まで清掃員として働いておりましたが、解雇をされたため家賃が払えず、やむなく車の中で4年間、食事は1日に1個のあんパンを半額セールで買って、それを3回に分けて食べ、近くの公園でくんできたペットボトルの水を飲んで飢えをしのいでいたということでございます。車の中に残っていたのはちぎったあんパンの切れとペットボトルだけだったと書かれています。

こういった事例は、私は氷山の一角で全国これに近い暮らしをしているお年寄りがいっぱいおるんじゃないかと。こうした一方では、1兆円を超える空前の大もうけを上げている大手大企業や銀行、さらに規制緩和を逆手にとって株取引で大もうけをしてきたライブドアや村上ファンド、またこれに群がる日本銀行の総裁、その他の投資家の面々、今日本の国民の貧富の差は大きく開きつつあり、政治のひずみが問われております。まだまだ言

いたいことはいっぱいございますが、時間が30分削られましたので、本題に入ります。

制度の変わった点につきましては、昨年末の議会で概略を担当課の方からお聞きをしましたが、今回は新たに導入されました介護予防給付事業の実施状況と今後の事業計画、さらに昨年10月から事業を前倒しをしまして始めました施設入所者へのホテルコスト、いわゆる部屋代、そして食費の全額負担等による影響等について順次お聞きをしていきたいと思いますので、よろしくお答えをお願いします。

ご案内のとおり、法の改定により本年4月から新たに予防給付事業の実施を行うこととなりましたが、これには2カ年の猶予は設けられているようでございますが、本町は4月から各町村に包括支援センターを設置をいたしまして事業を開始をされておりますが、開始されてまだ2カ月と日も浅いわけでございますが、基盤整備等はまだまだこれからだろうとは思いますが、この間の実施状況についてお答えを願いたいと思います。

まず第1点目は、今回新たに導入をされました事業は、施設への入所者を減らし費用の圧縮を目標に比較的元気な老人、要支援とか要介護1の者を対象に、それ以上介護度が進まないように、いわゆる水際作戦で要介護をふやさない、これが目的だと理解しておりますが、そのとおりでしょうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

問者着席してください。

（22番梶原政利君「それでは、済みませんが、腰をおろさせていただいて質問答弁を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします」と呼ぶ）

○健康福祉課長（岡林寿男君） お答えをいたします。

今回新しくできました介護保険の改正点についての実施状況等でございますけれども、いわゆる水際作戦ということにつきましては議員おっしゃるとおりでございますが、今回の介護予防の改正点は、今まであった介護予防よりはそれを水際でとめるというのが主な介護保険の改正点でございます。おっしゃられておりました地域包括支援センターもまさにその水際作戦を行う一つの大きな機関として今回作成をされました。この地域包括支援センターは介護保険法の改正で地域住民すべての人の健康の維持とか生活の安全、こういったものを援助、支援するというものでございますけれども、本来は高齢者の方々が地域で人間らしく住まえるものをケアをしていくというのが本来の包括センターの使命でございます。今回つくりましたのは、本庁の方に今まで2人の在宅介護支援センターの職員が

おりましたが、その在宅介護支援センターを包括支援センターにグレードアップといひますか大きくしまして、5人の職員で今包括センターを運営をいたしております。これは保健師であつたり社会福祉士であつたり、そういったある程度専門的な知識の方がおります。あと大正、それから十和支所に同じように包括支援センターを残しました。従来ありました在宅介護支援センターをそのまま移行したわけですが、大正は3名、それから十和は2名でございます。大正は1名兼務職員ということでございますが、そういった中は保健師さんあるいはケアマネさんで組織をしております。

あと、具体的な事業といたしましては、いずれも包括支援センターの場合は基本的に4つございます。1つには高齢者の総合相談、今までもありましたけれども、相談を受けてそれを解消をするあるいは医療機関へつなげていくということでございます。もう一つには介護の予防マネジメント、これは水際作戦になるわけですが、それをやること。それからもう一つには、社会福祉士が配置されました一つの原因は高齢者虐待、いわゆる権利擁護をこれから事業として取り入れなさいというのがございます。あと、申し上げましたいろんな事例を包括的に運営をしていく、その3つの専門員がそれぞれ連絡を取り合いながらいろんなサービスをやっていくということでございまして、基本的には水際作戦が主な業務ということになっております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 22番梶原政利君。

○22番（梶原政利君） 水際作戦が主な事業という、僕は窪川方式でやりますので一々挙手はしません。一遍許可をいただいたので、終わりまで連続してやりたいと思います。

水際作戦が主な柱ということですが、主なねらいはそれと同時に費用の圧縮というのがねらいであろうかというように思います。要介護者をふやさないということは施設から、できるだけ施設へ入所はないお年寄りをつくるということだろうというように思います。

次に、この予防給付事業は通所と訪問介護の2本立てになっているようでございますが、介護サービスの内容はどのようなものですか、ご説明をいただきたいし、またサービスを受けている対象者はそれぞれ何名ぐらいか、もし把握しておればお答え願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 今回行います介護予防事業、いわゆる水際作戦で行います事業は特定高齢者、普通の高齢者よりは症状が弱い、どういいますか、いろんな要因が

あるという方につきましては、運動教室であったり高齢者の筋力向上であったり、認知症予防あるいは訪問指導、そういったものをやることにいたしております。今までの介護の関係のサービス、訪問介護とか訪問入浴あるいはヘルパー、ショート、こういったものは従来どおり介護保険の中でやっていくということになっておりますので、人数的には一応それぞれ月によってサービスも違いますけれども、今介護認定を受けておる方が約1,200人程度おりまして、利用者としましては800人程度がいろんな形でサービスを利用していると。最初申し上げました予防事業につきましては、それぞれ人数的には運動教室は30人、それから筋力向上ですと80人、認知症予防は20人から30人、訪問指導は50人、そういった人数を今のところ計画をしております、これを今から順次事業として運営していくという予定でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原議員さん、発言のときには起立してお願いしたいと思います。

○22番（梶原政利君） 最初議長にお断りし、許可をいただきました。座ってやらせてくださいということで許可をいただきました。

○議長（弘瀬則彦君） できれば起立して発言をしていただきたらと思います。

（「そのとおり」「そのとおりや」と呼ぶ者あり）

○22番（梶原政利君） それでは、立てれということでございますので……。

○議長（弘瀬則彦君） ぐあいが悪いということを知りましたので、それだったら……。

○22番（梶原政利君） 立てってやれということで後ろからも声がありましたので、倒れるまでやります。

3点目はこの介護予防について通所あるいは訪問、または双方組み合わせたケアプランが必要とのことでございますが、聞くところによりますと、このケアプランづくりがなかなか進まない状態だとお聞きをしていますが、その原因は政府、厚労省がことし1月になって急にケアマネジャーは8人分しかこのケアプランをつくったらいかと決められ、さらにこのケアマネジャーに対する報酬を今までの半額以下にせよと言ってきたため、なかなかその作業が進まないということのようですが、そのとおりでございますか。こうした事態に合わないことを次々と押しつけて現場は大変な状況で、ケアプランづくりが大変おくれてきているということでございますが、本町の場合はいかがでございますか。

去る17日の新聞では、こうした事態を何とか費用をかけずに進めようと政府はこのおくれを見越して、ケアプラン、いわゆる介護計画をお年寄りが自分でつくきなさいという

指導をせよと市町村に通達をしてきてるとのことですが、今までこの介護ケア、いわゆるケアプラン、介護計画、ケアプランは1級の資格を持つ専門のヘルパーさんが策定をしていたと思いますが、そろそろぼけも始まっているお年寄りに自分でつくれといってもこれはむちゃというもんじゃないかと思いますが、果たしてどのようになるとお考えですか、お答えを願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 梶原さんが申しましたそのケアプランを自分でつくれということについては、国の方ではそのようにするという方向のようでございますが、まだ市町村の方には正式な通達はありません。このケアプランにつきましては以前からも介護保険が始まる時から自分でつくってもいいですよということにはなっておりますけれども、何せ複雑なプランでございますので自分でつくる方はまず皆無でございます。

それと、申しましたケアプラン8人というのもこれも国が決めてきた制度でございまして、普通一般のプランが35人、それから今度の介護予防が8人という限度がございまして、今までは限度がもっと多かったわけですが、非常に少なくしたと。これはよりケアマネさんがかかわる件数を少なくして、より利用者と密着したプランをつくるということをつくったわけですが、何せ単価が、今回できました新予防プランの単価はおっしゃるように半額になっております。普通ケアプラン1万円でできますが、予防は4,000円という非常に低い単価でして、全国的にもその受け皿が少ないということが事実でございますけれども、本町の場合は幸いさっき申しました包括支援センターのケアマネがつくっております。なお、不足する分は事業所に委託を若干いたしまして、今のところケアプラン作成には問題はありません。

（22番梶原政利君「限度額、8人しかとったらいかんというのは事実ですね」と呼ぶ）

事実です。

（22番梶原政利君「それから半額に報償が下げられた……」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○22番（梶原政利君） というのも事実ですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） はい。下げられたというよりは今回できました、35人

といいますのは従来あります介護保険の要介護を受ける方のプランです。8人というのは新たにできた介護予防のためのプランが8人ということでして、最初から4,000円という設定で来ましたので、下がったというのは従来あります予防と比べると半額であるというご理解をいただきたいと思います。

(22番梶原政利君「わかりました」と呼ぶ)

○議長(弘瀬則彦君) 梶原政利君。

○22番(梶原政利君) それでは、4点目ですが、予防給付、通所、訪問等のサービスを受けた場合に本人負担がかかるというように思います。これは1割となっておりますが、12月議会では課長からの答弁ではこの包括支援センターの利用者は無料とお聞きをしましたが、実際はどうですか。

○議長(弘瀬則彦君) 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長(岡林寿男君) 無料というのはそのケアプランをつくるについての話でしょうか。

(22番梶原政利君「ケアプランの作成が無料と」と呼ぶ)

はい。ケアプランはあくまでも……

(22番梶原政利君「利用料は要ると」と呼ぶ)

はい。ケアプランは本来ですと、包括支援センターのケアマネがつくりますので要りません。それはうちが国からもらうということになりますので……

(22番梶原政利君「それはわかってます」と呼ぶ)

本人負担はありません。

○議長(弘瀬則彦君) 梶原政利君。

○22番(梶原政利君) そういう答弁ならわかりますが、利用は無料ですと議事録にありますので、それは答弁違いじゃないかなと思うて再度お聞きしたわけです。私が持っている議事録にありますので、なお後でまた確認をしておいてください。

(健康福祉課長岡林寿男君「はい」と呼ぶ)

次に、第5点目でございますが、昨年10月から法を前倒ししまして施設に入所している者に一定の1割の定率負担に加えて、先ほど申しましたように部屋代とか食費が保険外となりまして、全額自己負担となっていることはご承知のとおりでございますが、このことによって低所得者、所得の低いお年寄りの中にはその負担に耐え切れず、やむなく退所、病院とか施設から出なければならないといった事態が危惧されておまして、さら

に介護難民さえ出ている市町村もあるやにお聞きをしますが、本年４月に全国保険医団体が行いました影響調査では１９県で５８５人が経済的な理由で介護施設から退所せざるを得なかったことが明らかとなっております。本町の場合の実態はいかがでございますか。窪川町の場合は特老を除いてほかは民間が経営をしております、仮にそのような実態があったとしても把握できないのが現状ではないかと思いますが、いかがでございますか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） お答えいたします。

先ほど問者が申し上げました部屋代、食事代、これは保険対象外になっております。これは施設給付の見直しを行ったということで、在宅の人と同じように施設の方も在宅の方も食べることは一緒ですよ、電気を使うことは一緒でしょうということでなったわけですが、介護保険３施設でそういうすべて対象外になっております。本町の場合は窪川荘、四万十荘が一番そういう施設費が要るようになったわけですが、幸いなことに退所したという者は調査をいたしましたらおりません。窪川荘が７０人、四万十荘が５０人おりますが、今のところそういったことで退所をやむなくされたということはありません。理由としましては比較的收入が低い方が両施設に入っておることがありまして、負担軽減が一樣に行われたということによるもので、一律大体５，０００円程度の施設費といえますか、そういったものが負担増になっておりますが、それ以上何万円もというものにはなっておりません。今問者がおっしゃられました非常に退所する方が多いかというのは、民間の施設等ですと食費等が結構高い部分もありますし、それからうちの場合は両施設とも多床室といいまして、４人が一緒になっております。個室なんかは今回１回に８万円とかという大幅なアップもありましたけれども、幸いうちの方は多床室ということもありまして、非常に上がり幅も少なかったと。今言いましたように５，０００円程度ということで、皆さん我慢をされてるかどうかわかりませんが、幸い退所者はいないという現状でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○２２番（梶原政利君） 最後に、先日、四万十町の新しい介護保険事業計画が説明をなされました。これは本年度から２００８年度までの３カ年計画となっておりますが、この中で多様な住まいの普及の推進、これ３５ページに載っておりますが、というところで小規模多機能型居宅介護サービスを導入し、中心部から離れた集落で共同生活も可能な施設を整備するとなっております。具体的には、この３年間の期間中に２カ所に設置をしたい

ということになっております。既に大正、十和にはこのような施設が整備をされておりますが、この2カ所についてはどこへつくるおつもりですか。もし計画をされておりますなればお示しを願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 私もちょうど今これを持っておりますので読みましたけれど、小規模多機能居宅介護施設というのは4月からこれは市町村が指定監督権限を持てる施設というものでございまして、お年寄りが通い、それからそこで住まいあるいは事業所の方から訪問するという、この3つをミックスする施設でございまして、地域地域につくるとというのが国の考え方の施設でございます。今回この2カ所の場所ということでございますけれども、一応窪川に1カ所、あとの一カ所につきましてはまだはっきりはしておりませんが、大正、十和、どちらかに設置を今後するという事で検討をしていきたいということでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○22番（梶原政利君） 大正、十和にもう一カ所と、どっちかにというご回答でございますが、大正、十和には既にこれと同じような施設があるわけで、少なくとも窪川町内の僻地にどっか1カ所私は設置すべきではないかというように考えますが、いかがですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） この事業所の設置につきましては、多分窪川の場合は民間がやるということになるわけでして、四万十町がつくるということには多分ならない現状だと思います。今申し上げましたように、この指定監督権限は市町村にありまして、既にある事業所からはこの問い合わせもあっております。これは当然介護保険施設でございまして、お話を聞きながらそういった場所についても検討していきたいというように思っておりますので、いろいろ事業所の経営ということも含めながら検討してまいらなければなりませんので、そこら辺事業所と話し合いをしながらうちが指定をするということになるかと思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○22番（梶原政利君） もう一点お聞きをしますが、特別養護老人ホームの入所対象者がかなりおるということをお聞きしますが、現在何人ぐらい待機しておりますか。ご承知のとおり、政府、厚労省はお年寄りを施設から追い出すために、手をかえ品をかえて制度改革をやってきております。しかし、重度の介護が必要なお年寄りを抱える家庭では支え

切れない状態と言われております。ここに厚生労働省が昨年調査を行った結果の新聞記事ではありますが、家庭介護を行っている老老介護、お年寄りが夫婦でどちらか介護を要するという場合に介護をしている家庭ですが、4人に1人がうつになっているというこの調査結果が出ております。これ厚生労働省の調査ですので間違いないと思いますが、高知新聞に載っております。こういう状態でやむなく施設への入所を希望する結果となっていると考えますが、長期的に見て特別養護老人ホームの増設を検討するというお考えはございませんか。施設に対する補助金は出さんという政府、厚労省の方針が打ち出されておる中で、地方自治体としてこれは増設するとすれば大変な予算の負担になると思いますけれども、実態に合った介護施設を設置するのが地方自治体の役割ではないかというように思いますのでお聞きをしたわけですが、いかがですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 窪川荘、四万十荘の待機者ですけれども、正確に何名までとは把握をしておりますが、大体両施設とも50人から60人の範囲で待機待ちがございます。

それから、増設ということについてですが、今国の方ではこういった特養につきましては、どちらかといいますと個室化、ユニット化をした施設に変えていきなさいという指導があつております。それで、次に建てかえるということになりますと、そういった個室化、ユニット化を図った特養ということの設置になるわけですが、これは非常にコスト的にも高額な事業費がかかるということもありますけれども、そういう方向が今出ておりますが、窪川荘もかなり老朽化をしております、雨漏りの修繕でありますとか、そういった中の改修とかというものも大分行っておりますけれども、今のところ直ちに移転、改築をするということにはなっておりません。といいますのも、基本的には問者がおっしゃられますように、高知県の場合はそういった施設整備は都会と比べますとかなり進んでおりまして、もう補助金をいただくというようなことにはならないわけですし、長期的にそこら辺は考えて対応しなければならないかなというようには思っております。これは、今回できました地域包括支援センターも、どちらかといいますと要介護にならないように、もしくは水際でとめてとにかく施設入所を減らしましょうと、在宅へできるだけ返しましょうという、そういう制度改正になっておりますので。とは申しまして、今申しましたようにかなり待機者がおるということも事実でございますし、老老介護によるいろんな悲惨な事故も起こっておるということも事実ですので、ここら辺非常に考えますと施

設整備も必要だなという気もいたしますが、現状はそういう状態でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○２２番（梶原政利君） 窪川荘も大変老朽した施設になっておると、以前から移転改築をという声が高まってきておりますが、今のところそういう計画はございませんというご答弁ですが、しかし実態に合った整備を行うべきだというように考えます。できれば、早い時期に移転改築を計画すべきだということを強く要望してこの項を終わります。

続きまして、障害者自立支援法についてお聞きをしていきたいと思います。

障害者自立支援法についてでございますが、ご承知のとおりこの法も介護保険と同じく国の負担を減らすことを目標にしまして、昨年１０月に国会で与党の強行採決で可決成立したものでございますが、本年４月からの実施ということで各市町村ともその準備に迫られまして、準備不足のまま実施をした市町村もあるとお聞きをしますが、本町の場合はいかがでございましたか。法が実施をされましてまだ２カ月が経過したということでございますので、この障害者自立支援法、大変な内容だとお聞きをしていますが、まずその準備が十分整ったかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） お答えをいたします。

この法律につきましては、問者おっしゃりますように１回廃案になっておりまして、また再び強行採決で決まったということで、我々も猫の目のように変わるこの法案につきまして戸惑いを持っておりましたけれども、決まった以上はことし４月から施行ということでございましたので、大変準備には本当に職員は苦勞いたしました。大分残業もやっていただきましたし、認定調査にも夜間も回るといようなこともございまして、一応準備は整って軌道には乗っております。

（２２番梶原政利君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○２２番（梶原政利君） それでは、まず第１点としまして、今までとこの制度、いわゆる障害者自立支援法が実施されまして、今までと大きく変わったことは、これは私から説明をしてみたいと思いますが、障害者の負担が今までは所得収入に応じて支払う応能負担であったというものが、今回の法律では１割の応益負担となり、負担をする者は障害者本人とその保護者となっていたのが世帯全員という単位で算定されることとなったようで、このことにより今まではほとんど無料であった各種サービスや医療費がすべて有料とな

り、大変な負担が押しつぶされてきているとお聞きをしますが、そのとおりでございますか、お答えを願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 問者のおっしゃられるとおりでございます、応能負担から応益負担、いわゆる1割負担、それから施設につきましては食費、光熱水費、すべて自己負担ということになっております。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○22番（梶原政利君） さらにこの1割の応益負担で重要な点ですが、障害が重くなるに従って負担が重くなってくるというまさに逆立ちした制度となっているようですが、この点は間違いありませんか。

私の手元に本年2月15日付の高知新聞の、これも「広場の声」というところに次のように書かれています。これも読ませていただきますが、「弱者切り捨ての障害者自立支援法、昨年国会で成立し、ことし4月から施行される障害者自立支援法については無関心の人もいるようだが、批判や反対の声を多く耳にするのが現状である。その理由は、新法が本当に障害者の自立を支援する法律ではなく、自立を促進するための国や自治体の経済的負担を軽減し、本人及び家族の負担を重くする法律であることを実感するからであると思う。私たちの住む社会は決して強者だけ、強い者だけの社会ではない。障害や感染症、部落差別や性差別など社会的に弱い立場にある人たちを含めて、すべての人が平等にこのできる社会でなくてはならない。私も以前知的障害者の入所施設に勤務した経験があるので、この法律は入所施設や通所施設、グループホームや交流センターなど障害者自立のための施設やグループの運営を壊し、家庭だけを責任場所にするものではないかと批判的に見ています。さらに、高齢者となればほとんど障害を持つようになる現実から考えれば、強者と弱者の格差が広がりつつある今の日本社会を立て直すためにも、弱者切り捨ての強化としか思えない。障害者自立支援法の見直しを国や自治体が真剣に考えてほしいと望むものである」と、こういう記事が載っております。

さて、その負担でございますが、一定の負担の上限額を設けておるようですが、障害者やその家族への負担は私は想像以上ではないかと思えます。もともと応益負担は障害者福祉とは相入れない負担方式と言われており、生きるために必要な福祉を益とすることがこのような結果につながっていくと言われております。こういった状況の中で、これまで利用していた施設への通所をやめ、また施設からの退所者も出始めているようですが、去る4

月に身体障害者連盟が発表した結果では、退所したいと答えた者あるいは既に退所した者は125人、退所を検討している者は205人、合計330人で、この数は調査に回答のあった事業所の在籍者数の2.58%に上るもので大変な影響が出てきているとされています。が、そこでお聞きをしますが、本町にもオイコニアを初め、障害者施設への入所者の状態はどのような影響を受けておると思いますか。わかっている範囲でお答えを願いたいと思います。なお、施設に対する報酬単価等の引き下げ等で施設の運営も大変になっているとお聞きをします。それもあわせてお答えを願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 問者がおっしゃられました負担につきましては、非常に重要な問題でありますので、私も今申されましたオイコニア、それからあさぎり作業所について詳しく調査をいたしました。

仁井田にあります身体障害者の療護施設オイコニアに入所は20名しております。12名が障害基礎年金1級をもらっておりますが、その方で1万9,000円の負担増が3名、それから2万円増が6名、ほかに収入のある方が2名おりまして3万9,000円と4万8,000円の負担増になっております。個別減免の適用とならない方が1名おりまして、3万6,000円の負担増、それから障害基礎年金2級を受けている方1名が1万6,000円、それから3名は生活保護受給者で食費の実費負担2万2,000円の増、1名は障害厚生年金の受給開始で7万2,000円の負担増になっております。

もう一つ、四万十町の東町に身体障害者の通所授産施設あさぎりというのがございますが、これは13名おりまして、障害程度が中程度で22日利用する場合、サービスの1割の定率負担で1万450円、それと先ほどから出ております食費、光熱水費6,600円の合計1万7,050円が負担増と、これは9名おります。それから、社会福祉法人の減免の4名が1万4,100円の負担増ということでございまして、これはオイコニアと、それからあさぎりですが、本町の出身者で町外の方も施設おりまして、全部調べました。施設で118人今おりますが、月額で154万円、1年間に計算をしますと1,848万円の本人の負担増ということになります。ちなみに支給総額は2億6,109万円、町の負担金はその4分の1で6,527万円、これ施設です。在宅ですと、これは21名ですが月額7万円、1年で84万円の増額、この支給総額は810万円で、町は4分の1の負担ですので202万円ということになっております。

もう一つ、施設の運営状況ですが、施設につきましては障害程度の変更であったり、報

酬単価の引き下げによりまして、オイコニアの場合調べてみますと、約1,000万円近いものが減額になるのではないかとということで、大変施設運営にも危惧をしておる。それから、あさぎりにつきましては今申し上げましたように余り施設は変化ありませんが、それでも年間40万円から50万円の減額が見込まれるということでございます。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 梶原政利君。

○22番（梶原政利君） 時間が迫っております、あとの質問をカットしなければできませんという状態になってきましたが、私も先日ただいま課長がご答弁されましたように、このあさぎり作業所にも行ってきました。働いてる皆さんとも話をし、また責任者の佐々木理事さんからもお話を聞きました。まず驚いたとは本当に安い、内職以下の賃金で働いているわけですが、先ほども言ったように一生懸命働いてもその収入から利用料と食費を払ったら残らんと、マイナスになるという者が出てきているということでございまして、一生懸命通ってきて1カ月働いて受け取るお金は0と。1円もないばかりか、わずかな年金からうち足して利用料を払わにゃいかんということでございますが、働いた分だけ少ない中でも収入としてもらえ、働く励みになっていたものが、これでは働く意欲さえなくしてしまうという話をお聞きしました。

さらに、これは障害者、児に共通する問題ですが、今回の改悪で新たに障害者程度の区分認定を行うこととなったと聞きます。介護保険と同じように本人から聞き取り調査をして、それをコンピューターで判定にかけ、決定するということですが、A、B、Cにランクづけされるようでございますが、これがまた障害者等級とはかけ離れたものとなっている、正当な判定とは言えないものになっているようですが、これについてはいかがですか。重要なことは区分認定によりサービス支給に大きく影響し、働いた賃金にも差がつくことにつながっているとのことでございます。障害者にとっては納得のでき得ないものとお聞きしますが、実態に合った審査判定がなされるべきだと考えますが、どのような判定を行っているか、お答えを願いたいと思います。

さらに、時間がございませんので、作業所も大変でございしますが、障害者、先ほど課長からご報告のありましたオイコニアさんも行ってきました。お聞きのとおり、年間約1,000万円減収になる。同時に、3年後には施設の存廃さえ危ぶまれかねないと。そのため政府に対し、制度見直しを求め署名活動等を通じて強く見直しを求めていると話しておられました。今回の改悪で事態は大変深刻となっておりますことを強く感じました。本町

の議会へも今議会に請願書が出されてきております。まだまだお聞きしたいことばかりですが、ぜひ今お聞きしたことにお答え願いたいと思います。

今回改悪され、また障害者自立支援法はその趣旨や目的とは全く逆で、障害者自滅法、虐待法であります。そのことの実態は私が今まで述べてきたことと同時に、この法の実施を目前にしたことし3月、利用料の負担を苦にした母親が障害を持つ娘の首を絞め殺し、一家心中をしようとした事件が福岡市で起きていることもご存じのとおりと思います。悪法のため、とうとい命さえ奪う結果を生み出しております。

そこで、これは別にお答え願いたいと思いますが、町長にお聞きしますが、介護保険制度も含めて高齢者や障害者等の社会的弱者に対する冷酷非情とも言える政府の福祉切り捨て政策、生存権さえ奪いかねない施策に対し、直接住民の暮らしや福祉を守り保護すべき責務を有する自治体として、こうした深刻な事態を直視し実効ある負担軽減策を実施すべきだと考えますが、いかがですか。明確なご答弁を求めます。

なお、介護保険や障害者自立支援法にも一定の負担軽減制度は盛り込まれておりますが、これは全く負担軽減とはほど遠いものでございます。今までほとんど負担なしで何とか暮らしてこれたものが、数千円から数万円の負担になっているということでございます。これは生活保護法で定められた最低基準を大きく下回るものとなっております、負担軽減とはほど遠く、憲法25条で定められている国民の生存権の保障はどこへやらでございます。新しいまちづくり計画の主要施策や、四万十町高齢者保健福祉計画等にも示されている基本理念を実現のものとするために町長の英断を強く求めるものでございますが、いかがですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 私の方からは先ほど問者がおっしゃいましたいわゆる障害程度区分のことについてお答えを申し上げたいと思いますが、今まではそれぞれ身体、知的、精神、違う法律の中で運営をされておりました。33に区分をされておりましたけれども、今回の法改正でこの3つの障害が一本化をされました。皆さん身体も知的も精神の方も次は6段階に区分をされます。6段階に区分をされた中であなたは施設へ入れます、あなたは訓練が受けれます、あなたはどこそこのホームに入れますというような区分が出されることになっておりまして、今までのような利用形態ではなくなるということで、利用者がある程度の制約を受けるということは確実にになってまいります、より障害程度に応じた利用を図ることが目的でございますので、今後そこら辺がどうな

っていくのかにつきましては十分見ていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 今回の改正につきましては、本人の所得そのものは考慮しないで費用の負担を先行いたしたものであります。今までほとんどの利用負担がなかったものが一定の負担が要ることになったことは否めません。利用者負担のあり方につきましては、いずれも制度の仕組みそのものにかかわることございまして、大変厳しい財政状況等の中でこれを町単独でカバーしていくということはなかなか困難ではないかというふうに考えておるところでございまして、この現実を踏まえ、制度改正等につきまして国に強く訴えていきたいというふうに思っています。

（２番梶原政利君「時間がありませんので、もう一点だけ」と呼ぶ）

発言時間の制限を超えておりますので、発言を中止してください。済みません。

（２番梶原政利君「大事な件が残りました。医療保険制度、人権行政、観光資源保護と、観光資源保護だけでも言わせてもらいたいというように思いますが、いけませんか」と呼ぶ）

制限の時間を超えております。

（２番梶原政利君「だから、私は１時間３０分保障しなさい。３日間に５分前ですとここへ事務局長が何人持ってきましたか。結局はし折って不十分な質問になったというように思えます。もう一回、これは議運とか議員協議会で後へ戻すということにさせていただきたいことを強く求めまして、私の発言を終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ）

梶原政利君の一般質問が終わりました。

（２番梶原政利君「この医療保険制度、それから人権行政、観光保護については次の９月議会で質問をいたします」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） １０時５０分まで休憩をします。

（２番梶原政利君「休憩があるがやったら言わせてくれたらええのに」と呼ぶ）

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番松下和孝君の一般質問を許可します。

松下和孝君。

○4 番（松下和孝君） 私は前もって通告いたしております 3 点について伺います。皆様今までに大正方式とか窪川方式とかいろいろ断っておりますが、私は新町になったので四万十町の四万十方式でやっていきたいと思います。

それでは、まず 1 点目の四万十町における周辺辺地の活性化、維持に向けてどういう姿勢で取り組むかを題しまして伺います。

四万十町が発足して約 3 カ月になり、面積は自治体県下一の 642 平方キロメートルと広大なものになりました。今日、日本の国勢は、去年の秋の国勢調査を見てもわかりますように、一極集中化がさらに進んでまいりました。全国的に見ても周辺辺地では、その地域の小学校、中学校の休校、廃校等といったことが目立ち、また住民の間では独居老人や空き家がふえ、限界集落やそれに近い地域もふえつつあります。そういった地域は往年の昭和 20 年代から 30 年、40 年代の今のこの発展した日本の原動力にもなった人たちの生まれ育った地域でもあります。そういった地域が今では廃れようとしております。四万十町自体もそうですが、これ以上周辺辺地が過疎にならないようにと思うところであります。四万十町が広大な町になっても周辺辺地に行き届く行政を期待するところであります。

さきの町長選の中でも、町長は周辺辺地に行き届く行政を目指すことを熱く訴えておりました。また、住民の間からも端々の我々のところを捨てるなよとか、見放すなよと強い要請があちこちで見られました。以前合併の話がちらほら聞こえだした旧窪川町であった前田町長の話では、現在のこの広い窪川町でもなかなか隅々までは行政の目が行き届きにくいと、これが 3 町村合併したらこれは大変なことになると、大ごとじゃと言っておりました。町長はそういったことを頭に置きながら、わかっておりながら合併協議会の委員長にもなり、やむなし合併と言いながらもそれを推進し、紆余曲折しながらもこの 3 町村の合併が実現しました。その責任もあり、さきの町長選にも出馬し見事当選したわけであります。これからが本番であります。これから目指す町政はどこにポイントを置き、何を重要視し、どういう姿勢で取り組むかを伺いたいと思います。1 回目の質問を終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） この4月には642キロ平米という大変広大な四万十町の全域を回りまして、新町に対しての住民の期待と不安、そういったものもじかに伺いをしたところございまして、せんだって國澤議員のご質問に対しまして、どういう住民の声があったかということをご報告をさせていただいたところでございます。役場の所在地から一番遠い集落で車で移動しましても1時間余りかかるなど、本流と支流に小さな集落が点在をする四万十町でございます。役場が遠くなることによりまして、地域が廃れるのではないかと、そういった危機感を持つ町民の方が多いのも現実でございます。町民にとって、いつでもどこでもだれもが不安なく一定の必要な行政サービスを受けることができるようにすると、このことが行政の基本的な責務、役割でもあろうというふうに認識をいたしております。町民の皆さん方の声につきましては、これから車座談義あるいは地域審議会等で十分フォローアップをしていきたいというふうに思っておりますけれども、地域間の格差の是正あるいは美しく風格ある風土の国土形成に寄与する、このことを基本に据えまして、地道ではありますが確実に山間地での生産物の商品化など、きめ細かな事業展開を図りながら過疎辺地の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） せんだっての同僚議員からの質問の答弁にもあったように、条件変化ということで事の方針が変わったということですが、中心から離れたところから見ますと、そういったことは辺地の切り捨てにもつながりはしないかというようなことで危惧して心配をしておるところであります。合併してまだ3カ月であります、いろんな課題が山積しております。私の任期はもうトンボの首でもう少しでありますけれども、町長の任期はまだ3年9カ月とこれからであります。しっかり責任を果たしてくださいますようお願いをいたします。22人の議員からある面で同じような質問があったかと思いますが、これもトップに立つ町長の宿命であります。いま一度私の質問に対しても今述べたようなことを踏まえて、決意のほどをこの責任を持って3年か4年ですか、やりますということを決意のほどを伺います。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 先ほどのご答弁の中で國澤議員からのご質問に対してと申し上げましたが、宮本議員さんからのご質問に対してということでございますので、その点は訂正をさせていただきます。

やはり、限界集落も大変多いと、そういった中で、全体的な町政の伸展を期する上でそういう地域が廃れることがあっては決してならないというふうに思っておりまして、いろんなハード、ソフト両面からそういう辺地の振興にも精いっぱい取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 4 番松下和孝君。

○4 番（松下和孝君） ありがとうございます。

それでは、2 つ目に移ります。

四万十川の水質浄化に向けて生活排水にかかわる下水道整備について伺います。

四万十川は近年汚れがひどくなっております。最後の清流と言われ出してから余計ひどくなったようにも思える現在であります。四万十川一斉清掃も行っているが、ビニール、瓶、缶といったようなもので、そういったものを対象にしたもので景観はよくなっても水質はよくなるのではないかと思います。いろんなところのいろんな場所に、川や谷があります。排水路といったものは、そういったものはコンクリートの三面張りやそれに準じた工法、また管やパイプ等が多く使われています。水は自然の流れの中で浄化されていくものであって、今述べたようなところでは、流れでは浄化作用はありません。そういったところへ生活排水が流されています。全く浄化されないまま川へと流れています。川が汚れるのは明白であります。一番汚れるのは企業とかいろんな問題もありますが、生活排水が一番だと思っております。その対策として合併浄化槽とか四万十方式の処理施設もありますが、処理水の絶対量や機能の課題もあります。四万十町の一番密集地であるこの旧窪川町ですが、この周辺を中心に生活排水処理はどのように処理しておるのか、ここの排水はどのように処理しているか伺います。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹水道課長。

○上下水道課長（佐竹生朗君） お答えします。

本町の公共下水道につきましては、旧大正町の田野々に 1 施設稼働しておりますが、現時点では公共下水道の事業実施計画はございません。なお、四万十川の水質浄化及び生活排水につきましては、合併浄化槽で対応していきたいと考えております。

なお、旧窪川町の街分の家屋戸数は平成 18 年 3 月 31 日現在 1, 815 戸、人口 4, 135 人でございます。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 4 番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） そしたら今現在はそのまま垂れ流しということですか。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 四万十川流域に位置します四万十町といたしまして、一番人口が密集しておるこの窪川の市街地が生活雑排水による河川環境への負荷が一番大きいわけですが、従来の窪川町といたしましては公共下水道を整備するには財政的に大変無理だということで、しかし何らかの対策は講ずる必要があるということで、十和村で開発実施をされました四万十川方式による生活雑排水の処理を行い、できるだけ四万十川へ直接的に吉見川を通じての四万十川ということになるわけですが、生活雑排水の汚濁負荷を低減しようということで、琴平谷川というところと、それから本町の下水管の終末処理、そして香月が丘地区の生活雑排水、この3カ所に——1日の処理能力は忘れましてけれども——比較的大きな四万十川方式による汚濁水路の浄化施設を整備をいたしまして、現在対応しているというのが実態でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） 四万十方式と合併浄化槽ということですが、合併浄化槽で処理された汚れの度合いは100万分の20の汚れで、つまり20ppmであります。旧大正町の下水道の処理は100万分の10の汚れで、つまり10ppmということになっております。ちなみにppmというのは英語でパーツ・パー・ミリオンということで、パーツということは最初の部分的な要素、成分という意味があります。次のpはパーであって何々に対して、mはミリオンであって100万ということになります。つまり100万に対してどのくらいの汚れがあるかということで、大正町は10ppmということになっております。大正町の中心地のこの下水道の処理された水の汚れは、合併浄化槽の処理の上の水の2分の1、半分ということであります。これは大変なことあります。もちろんコストの課題はありますが、この前の特別委員会の予算の傍聴の中で、審議中に特別会計でありますので、大正町のコストが高いという下水道の課題があったようですが、審議中その下水道の支出が課題になりましたが、下水道は公の管理でお金が必要と。合併浄化槽は自己管理だから公金は要らんとかという、だから合併浄化槽がよいというような見解も聞いたわけですが、もちろんコストの差はありますけれども、合併浄化槽も補助金の公金を使われる、また簡易水道とかくみ取り式トイレも含めて、最終的には今度建設予定のし尿処理の施設にも最終的にはお世話になることになります。そういった面では公金が使われ、個人にはわからないうちに使われるということになっておるのではないかとってお

ります。そこでさきに答弁があったんですが、仮に当窪川地区の中心地、その周辺を最大限に広く下水道処理をしたらどれくらいの範囲が対象可能なコストになるかということを伺いますが、先ほど1,800戸の4,100と言いますが、周辺を最大限に広げてこの下水道を最大公約数に使うためにはどのくらいの対象戸数が可能かということがわかっておれば伺いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹上下水道課長。

○上下水道課長（佐竹生朗君） 面積にしますと130ヘクタールぐらい、そして戸数としましては1,810前後だと考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 松下和孝君。

○4番（松下和孝君） ある自治体ですけども、これは愛媛県なんですけれども、その自治体はエフェクティブマイクロ菌といって、力のある有力の、力の強いミクロの菌、つまり皆さんご存じのEM菌ですけども、住民に無料で配布しております。台所を初め、溝や水路あるいは花壇などに多く使われております。それも一つの対策であります。下水道は完備しているところであります。下水道は完備しておりながらもそういったことを、またEM菌を無料で配布しております。そちらの住民が言うには天下の四万十川は何をやっているのかと、だんだん汚れる一方ではないかと、議員は何しようかというようなおしかりも受けたことがあります。何らかの対策は必要と思いますが、先ほど甲把さんから述べたようなことがあろうと思いますけれども、下水道整備はコストが高いということですが、その辺は、今言ったようなことで同じ考えですか。対応できないということでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） お答えしたいと思います。

四万十川の恵みを受けておる四万十町にとりまして、四万十川を永久に水質も含めて保全をしていくということは流域に住む私たちの大きな責務でありますし、また行政にとりましても最大の課題であるというふうな認識は当然持っておりまして、新町建設計画の中にも公共下水道の整備を推進していくという基本的な考え方は盛り込んでございます。そういった方向で行政を取り組んでいかなければならないということは当然のことですが、じゃあここ10年とかその間に公共下水道を整備できるかといいますと、後々のランニングコスト等を含めまして現実的な話としては無理だろうというふうに考えておりまして、現実的な対応としては先ほど言いました四万十川方式のきちっとした維持

管理と、それから合併処理浄化槽の普及ということと、それから合併浄化槽の普及に伴って汚泥の量もふえておりますので、そういった面からも現在のし尿処理施設を汚泥し尿処理施設として機能アップを図っていくというふうな取り組みを行政としては進めていくということではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） 少し余談にもなりますが、皆さんも一緒なんです、いろんな文書がありますよね、こんないろんな文書。文書で、この水問題でメモしておったわけですが、まくら元に置いてそのメモを、メモの中身は大したことなかったんですが、破いてぱっと捨てようとしたときに、その裏を見たら驚いたことに、我々が四万十川に関してのこの、これですよ、見てください。この裏が、テープでとめたんですけども、この問題のチラシがちょうど自分のメモの中のこんな大量のメモの中に、これがちょうど水問題のことで書かれておったわけです。テープで張ってこれを再生したわけですが、四万十川の再生ということにつながって、この前の、再生に関しては市川さんと町長とやり合った場面があったわけですが、それが四万十川も死にかかっているということで、市川さんの言うこともそうじゃなとそのときに思ったわけですが。そういったことで、こういったことをこの問題のこの人のところへ前の十和村議会が視察研修に行ったわけです。

そのことをちょっと触れさせていただきますが、この人は中村文明さんといいまして、全国源流ネットワーク代表、多摩川源流研究所の所長である中村文明さんですが、そこへ行ったわけです。そこは、東京の水がめの多摩川の上流といいますか、源流に近い小河内ダム、奥多摩湖です。そこへ行ったわけですが、その奥にもう一つ源流があるわけです、その支流というか。そこは山梨県なんですけれども、そこは人口が1,000人から2,000人ぐらいの間の小さな村です。そこは完全に下水完備なんです。そこはどこかというと、皆さんも、余談になりますが、あの机竜之介ってありますよね、「大菩薩峠」、あそこを東に下った、東京で一番近い山梨県の小さな村です。そういった奥多摩の方は、すごい環境に取り組んでおります。だから、東京のダムへ行ったんです、みんなが。大体ダムというたら、いろんなものが浮かんで汚いような感じがします。ところが、すごい透明度があって、みんなびっくりしたんです。これだけ環境に取り組んでおるところです。

そういったことで、この窪川町からしてみれば、窪川町は全然人口も多いし、あそこから比べたら比べものもないほど密集してるところです。向こうの人がもしここへ来れば、まあ天下の四万十川に来たんやけど、こんな本当に嘆くことは間違いありません。それぐら

い向こうの方は取り組んでおるところであります。そういったことも踏まえて、こういうことをやっていただきたいという思いがあつて質問をしております。

そういった前向きに、コストの面があると言いますけれども、そういったことをやっていただきたいと思うんですが、先ほどのう下元さんの、同僚議員から環境の問題がありましたよね、水の問題。よそ者ですけども、昔からよそ者、ばか者、お墓者は、この3者しか改革ができないと、環境の問題でも。そういったことがありますけれども、行政が先頭に立ってやらないとなかなかうまいこといかないということで、四万十方式合併浄化槽でやると言いますけども、し尿処理の問題とかp p mの問題とかです。そういった小さなところでさえ、それくらい取り組んでおるんです。今やし、やっぱり一生懸命そういう方向で前向きに取り組まな、これだけの密集地ですので。それが、四万十川の流れの中では一番大きいところです。だから、そういったことで、今はそういう環境時代であります。それくらいですが、そういったことで皆さんの目が光っておりますが、ここの三十何人おりますが、前田町長以外、担当者以外、ほかの執行部の方でこれに対して何か意見があったら聞きたいんですが、ありませんかね。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） まあひとつ、今言うたようなことも踏まえて、ぜひ合併浄化槽とか、四万十方式というのは、中身をきれいにしないと効力が落ちるんですよ、あれ。だから、そういったことで、やったという建前ではないでしょうけども、それだけでは恐らくきれいにならないと思います。大正町のようなものをやるべきやないと思いますが、いま一度意見ををお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 問者言われることはよくわかります。そうあるべきだというのは、私どもとしても基本的な考え方ではありますが、公共下水道の整備そのものにつきましては、現在のところ先ほど来答弁しておりますようなことでございますけども、四万十川の水質保全、景観保全等、全体的な取り組みにつきましては、現在は町民環境課、必要があれば環境政策監というふうな組織的な対応も考えながら総合的に進めてまいりたいということでございますが、今回の質問者の中でも町民環境課長の方からも答弁させていただきましたが、四万十川を保全するといっても、やはり住民と行政の共通の目標と、何のために保全をするのかといったようなことが非常に大事じゃないかなというふうに思っております。例えば、先ほどの多摩川であれば魚族等をよみがえらせたいといったような具体

的な取り組みの目標があったというふうに思うんですけども、やはりこの四万十川から地域の住民が具体的な恵み、経済的なメリットを受けていくというふうなことも全体の取り組みの盛り上がりという点では非常に重要ではないかというふうに考えておまして、新たに策定をいたします総合振興計画の中でも、この役場内でも十分研究、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） そういう答弁ですので、これがどういう環境の変化がありますかわかりませんが、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

3点目に移ります。

住民へのサービス、安全を守る拠点でもある本庁舎の整備と特例債との合理性について伺います。

現在、この本庁舎は、昭和36年建設されたということでしたら、築45年から46年ということになります。多面的機能や耐震性からいっても不安視されているとは思いますが、ここだけに限ったことではないが、特に本庁舎は町民、住民の安全やサービスの拠点でもあるわけで、脆弱ではおぼつかないとする向きもあります。しかし、他方では、特例債があるからといって合併して、その特例債を新庁舎につぎ込んだら、もうそれでおしまいと、それで終わってしまうと、そういったような批判的な話もよく今までに聞いたことでした。それは、合併以前からもよく聞いております。計画に新庁舎建設は計上はされておりますが、住民、町民の合意を得るために特例債と新庁舎との合理性について、どういったような理解を求めていくかを伺います。

○議長（弘瀬則彦君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 議員のお答えになるかよくわかりませんが、一つは合併特例債を使うということでの、これ町民の合意というのが一つはございます。それともう一点は、合併特例債になる、適債事業になるかどうかということの問題でございます。

その後段のことですけど、後段についてはこれまでの議員答弁の中でもしたところではございますが、合併特例債といっても一般単独債でございます。正式にじゃなしに、一般の縁故債という形で、それをお借りするのを県と協議をするわけなのですが、どうぞお金は借りて構いませんよという結果になって、ただ地方財政上、地方財政計画の中で総枠はありませんので、それはあなたの責任の中でやってくださいと、合併特例債で、いわゆ

る66%ぐらいですかね、その財政支援はいたしませんよというようなことになるかもしれません。そういったことで、適債事業になるかということが一番だと思うわけなのですが、それは基本的に庁舎はなるということは今までの経験でもありますし、それはなるとは思います。議員お指摘のように、合併特例債になるとしても、ただ単に庁舎の問題だけではなくて、過疎計画の中でも含まれておりますが、防災拠点であるとか、それから健康福祉センターとかといったような形で総合的に判断しながら、またプロジェクトチームをつくってやりますので、民意を踏まえながら合意形成して、計画にするような形になるかと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） 新庁舎建設に当たっては、私も個人的には反対はしませんが、議員の中にも住民の中にも批判的で強い反対、そういった意見もよく聞かれます。そういった今課長が言われたこともあります、特例債の占める割合もあるかと思いますが、みんなに合意が、議員の中にも住民の中にも得られるようにできることでしょうかを伺います。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 私自身としては、この庁舎の実態を皆さん方が見るにつけて、できるだけ早急に庁舎の整備はしなければならないと、そういう合意は一定高まってきているのではないかというふうには受けとめております。しかし、庁舎整備をやるとすると、これは合併特例債以外にはないわけですから、ほかの特例債として事業として位置づけをしている各種事業との整合性、プライマリーバランスなり、そういうものを慎重に検討した上で、住民の皆さん方にもその必要性を理解していただくということの中で、改築へ向けての合意は得られるというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君。

○4番（松下和孝君） ぜひ最善努力というか、そういった説明とかをお願いします。

これで、終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 4番松下和孝君の一般質問を終わります。

時間が少々長いかわかりませんが、昼食のため1時まで休憩します。

午前11時25分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番牧野利恵子君の一般質問を許可します。

○23番（牧野利恵子君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。

合併して初めての定例議会でした。想像以上にぎやかで多種多様、22人も一般質問に答弁をされる執行部の皆さん、さぞやお疲れのことと思いますが、もうしばらくのご辛抱をお願いいたします。

今議会では、大正方式とか、十和方式、窪川方式と、日ごろ親しくおつき合いしている隣の地区の町や村の方でもこんなにも個性があるのかと、改めて感じ入りました。

一般質問の前に、旧大正町の議員さんからは大正方式で行きます、本音で行きますと前置きされる方がいらっしゃいましたが、執行部の答弁に私が常日ごろ感じていることと同じような思いを抱いているのではないかと思います。言うまでもなく、執行部の方は常に優等生的な答弁、立派な作文答弁をされておりますが、ぜひ本音で答えていただきたいと、私も前置きをさせていただきます。

それではまず、町長の政治姿勢ということでお伺いをします。

4月末の選挙により、新しい町の町民は、四万十町の未来を前田さんにゆだねました。初代四万十町長としてのその責務は、合併前の窪川町長及び3町村を束ねた合併協議会会長の職にあったころよりも、さらに数段の重責ではないかと推察いたします。今後4年間、2万人の町民を率いる前田町長の政治理念は何であるかをまずお伺いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 初代四万十町長に就任いたしまして、施政方針等でも申し上げましたが、その責任の重さ、重大性というのは、日を追うごとに痛感をしておられるというのが率直なところでございます。これからの町政を運営するに当たっては、3つの旧町村が合併をしたわけですから、それぞれのかつての町村、自治体としての取り組み、伝統産業、そういったものも尊重しながら、さらにそれをグレードアップしていくと、地域の均衡ある発展を目指す、それが基本ではないかと思っておりますし、それを日々追求しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 町長のご答弁、本当に今まで行政手腕のたけていたというか、そういうことでは今まで高知県庁や、あるいはくろしお鉄道、そして窪川町長としての行政手腕という大変今までの歴史というものも背負って、そういう面ではご立派な理念

だと思います。ただ、私が常に町長に何かしら皮肉めいたことも今まで申し上げてまいりましたが、いま一つ町長がそういう事務能力とか、そういうことに対しては、行政手腕ということに対して私は否定をするものではありませんが、もう一つは、私たちは町長に何を求めているか、もう少し住民との乖離を町長はもっと距離感をなくするということをもっと力を、私は前回の選挙のときにもそのことは申し上げました。住民がどういう思いを今抱いているか、そういうことに町長はもっと熱心に耳を傾けるべきではないかという話をさせていただきました。

今回、町長のそれぞれの政治的な抱負とか今後の政治方針の中でも、住民参加、住民との対話行政を進めていくというふうなお話もされております。それは今まで、先日の宮本議員のお話の中でも、町長は手法としたら車座談義、あるいは地域審議会で対話の促進や地域づくりの提案を受け入れるように公平に住民の声を聞く手法ということは、私はそれをわかっておりますが、ただ役場が設定した場所や時間に出向くというのは、本当に一部に限られた人ではないかと思います。今まで、選ばれたといいますか、区長の代表とか団体の代表とかということで日ごろから意見を具申できる人、そういうところの話ばかり聞いていると、町長は多分住民との乖離、距離感をどうなくしていくかということとはご本人は思っていらっしゃることがあると思います。そこら辺をどういうふうに解消されるかということが大事ではないでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） お話しのありました、例えば区長とか、そういった方々の意見を聞くことも、これは住民の代表ですから大変私は重要なことだというふうに思っておりますが、今回選挙公約でも申し上げてきたのは、さらに住民のといいますか、地域に分け入って、できるだけ幅広く生のお声を伺うと。ただ、それは陳情・要望型のことを聞くということではなしに、その地域の振興等にとって何が一番重要か、そういう目標に向けての提案型のご意見をお伺いをしたいという思いを持っております。そういう意味では、できるだけ細かく、例えば集落単位であるとか、そういうことで車座談義を設定すればベターだというふうには思いますけれども、何せご案内のとおりたくさん集落がありますから、集落単位というのは、なかなか言うべくして現実問題難しいのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、かなり一定の地域をまとめてということにはならざるを得ないと思いますけれども、できるだけ住民の皆さんが参加をしやすいような時間設定をするとか、そういうことを工夫しながら、今後地域に出向いていきたいというふ

うに思っています。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 町長なりの努力ということでお話を伺いました。

私がたびたびこの話を差し上げるのは、町長がこの10年間窪川町においてどれだけ住民と接触されたのかというところがあります。公務でお忙しいというのはよくわかります。ただ、住民とひざを突き合わすというのが、さまざまな場所というのは住民の方からも設定はしてくると思いますので、できる限り最後までその場において住民の声を聞く、おつき合いをする、そういうことですね。それから、あらゆる事業を、予算編成をしたそういう事業の中では、町長もまずはその現場に足を運んで、それを必ず目を通していくと。そして、本当に大正も十和も、私もずっと回ってみました。窪川も本当に商店街、それから高い山の集落に、限界集落といわれる方々のその悲痛な叫びというのは、町長がきのう宮本さんの質問の中でも、限界集落におられる方々の悲痛な声というのを聞かれたと言われました。それは、ぜひ選挙戦だけではなく、常日ごろそのことは心の中にとどめていただきたいと思いますし、今後ともご本人が、例えば前田さんは、申しわけないですけど、ご自分のテリトリーの中で動いておられると、そういう感じが否めません。ぜひ昼休みなり夕方、仕事が終わったときには町内を見て回るなり、そういうことでもして、ぜひ地元との、町民との顔つなぎをしていただきたい。殊に、大正や十和地区では、この選挙戦でもほとんど候補者の顔も名前もわからずに済んでしまったという方も多いと思います。

前田さんに託した票というのは、確かに今回高かったと思いますが、それは前田さん本人を知っているかどうかというのは疑問です。ですから、ぜひそのことに関しましては、町長はこれから特に大正地区の場合には2度の合併論議で町が二分されました。その住民の方にとっては、今回合併して本当によかったのか、やらん方がよかったのではないかという思いがこのまま続いていくのではないかと思います。そういう地域にはぜひ町長は足しげく通って、どういう取り組みをやっておられるとか、そういうことでぜひ現場に足を運んでいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 町長としてのトータル的な業務、役割というものもありますから、それはそれできちっとやっていかんといかんというふうに思っておりますが、できるだけその時間を最低といいますか、つくりまして現場には足を運ぶと、そのことは非常に大事なことだというふうに思っておりますので、今後そういう心がけで取り組んでまいりたい

と考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） それでは、先ほど町長が車座談義等を、この議会を終了後から始められますでしょうか。そのことで各地区へ出向くということですが、広くなって、多くの一カ所にまとめるというのではなくて、町長の思いを住民の一人一人に知らせるということでしたら、本当にこれは体を酷使されるかもわかりませんが、できるだけ地域の中に入って行っていただきたい。また、町の幹部の方も、今回は町長とぜひ一緒に行かれて、皆さんがこの四万十町を一丸となって連帯感を持つ四万十のまちづくりをつくられるという、その意気込みを四万十町の住民に知らせていただきたいと思います。いかがでしょうか、ぜひそれはお約束をお願いしたいのですが。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 私が率先してそういう取り組みを進めなければならないと思いますけれども、居並ぶ各課長等にもできるだけ現場に足を運ぶと、町民の生の声を聞くと、そういうスタンスで取り組んでいくように、指導といえばあれですけども、そういう体制でやっていきたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） それでは次に、住民サービスの向上のために職員の意識改革をどう進めていくかということについて伺いたします。

町長の施政方針の中に、内部組織の再編強化が示されておりました。353人の大世帯ということですが、果たして職員に現在危機意識はあるのでしょうか。どう感じられますか。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） おっしゃる危機意識ということを若干はかりかねるところはありますけれども、これだけ大きい合併をしたわけでごさいます、今までとの業務内容も大きく変わってきたと。そういう意味では、一定危機意識といえますか、緊張感を持って取り組みはしてくれておるというふうには思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 総務課長はどういうふうな、全部総務を、職員を統括されることとしてどう感じられますか。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 大変今地方分権の到来、また少子・高齢化、財政難、非常に目まぐるしい社会情勢になっております。職員に向けられてる目というのも非常に厳しいものがございます。そういった意味では、非常に自覚を持って職員もすべての職員が今後指導していく立場にありますので、そういう面では基本方針、こういうなもんを早く立ち上げて指導していくという心構えが必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 私は、合併をして、自分としても非常に感じた、例えば議員の中でもそれぞれ違いがあるということは、本当にこれは勉強になりました。

そして、役場組織としては353人の大世帯を束ねるということで、これは危機意識を持つての合併だということですが、逆に組織としては船が大きくなったということで、ある意味では、今まで住民の顔が見えて、住民の顔が見えるところで行政サービスをしてきた人たちが大きな組織の中に入って、逆に住民の顔が見えなくなってくるかもわからない。またもう一つ、ぬるま湯といいますか、危機意識を持っておられる方もおられるけど、大きな世帯になったときにぬるま湯感覚で、そういう意識も今後出てくるのではないかという心配も私はしております。

そこで、組織の中で非常に今職員の意識改革ということで大事なものは、今後この四万十町というのが、私たちは本当に合併特例債でいつとき借金をできて、その中で今までずっと住民から要望のあった箱物をつくって、そして少しだけ自分たちの首が延びてきたとか、そういうことはだれも思っていないわけです。本当に危機感を持って合併をしたのですから、その危機感というものは職員一人一人に意識改革の中では町長がトップとしてぜひそれは浸透させていただきたいと思いますし、また前から職員の研修のあり方等についてもお伺いしたことがあります、研修のあり方がどうであるべきかとか、それをお願いをしたいと思いますし、また全職員が今大変合併になったばかりで大変だと思いますけど、すべての事務事業の見直しをして、どういうところで経費削減ができる、多分事務事業の見直しとかというのは企画課、あるいは総務課なりで、各課へ企画書なりを出すということで、今まではやっておられたのじゃないかなと思いますが、全職員が事業の見直しということで、職場でかなり事業の見直しということについての意見交換等の、そういう機会を持っていただきたいと思います。今まで、課長はもちろんそういう意識はあると思いますが、そこら辺の意識改革についてはいかがでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 人材育成の私は基本的なところは自己啓発であるというふうに思います。職員の能力は強制できるもんじゃございませんけれども、どのような人材が必要であるか、また自分をどのように育てていくかと、そういう自分に対する自己啓発、こういったものが非常に大事になってくると。そういった中から、これから向かっていく方向というのはそれぞれの職員が持っているものであると。そういう意味で、早目に自分が目指す職員像というものを描ける指針というものを早くつくるべきであるというふうに思いますし、また総合開発振興計画、行革の計画、そしてまた財政計画、そういったものをこなしていくにも、自分がどういうことでそれに向かっていくかという態度というのが必要になってくると思いますので、そういう面では早目にそういうことが自覚持てるものを職員に示していくことも大事ですし、それによって評価をしていく体制、仕組みといったものも今後早急な形でつくっていくということが必要であろうというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 総務課長からそういう答弁をいただきました。

職員の中でも本当に頑張っておられる方がいらっしゃいますよね。例えば、先日の高知新聞や朝日新聞の記事にも載っていましたが、こども110番のくるま、町内の全部二百数十台ですか、その車にステッカーを張ったのは女性職員の発案からであったと。これは、働く母親、子育てをされているお母さんからの発案だと思いますが、それは私たち住民にとっても共感を呼ぶことだったと思います。ぜひ、これが一例ですが、ほかにも職員がいろいろとみずから気づいて、みずから町のためになることを発案ができると思いますので、ぜひそういうところは見逃さずに、積極的な登用をお願いしたいと思います。

意識改革ということでは、私数年前に窪川町議会の議員研修で、合併を選択しなかった長野県の泰阜村を視察したことがあります。人口2,100人の泰阜村は、議員や村長もみずから報酬を削るなど、徹底した行政改革を行っているところですが、お会いした議員の方は、本当に元気で意気盛んな方たちばかりでした。その泰阜村の村長さんは、職員にお金のないときこそ汗と知恵で元気をと、そういう発想で、ゼロ予算で職員がどういう事業ができるかというようなゼロ予算の提案をしてもらっているそうです。そんな事業の中で、お酒は楽しくふたり酒事業ということがあるそうですが、これはひとり暮らしのお年寄りのもとに役場の職員が2人、3人とチームを組んで夜訪れて、家で晩酌するよりも、そういう一人で寂しいと暮らしている方と一緒に酒を飲もうやと、そういうふうな楽しい

事業も考えているという、そういう事例が前マスコミでも取り上げられていることがありました。

私、最初に議員になったときに、お金がなければ知恵を出せと、そういったことを自分でも今記憶をしておりますが、本当にこういう厳しい時代にこそそれぞれが知恵を出し合うということが大切だと思いますので、ぜひ意識改革ということでは役場執行部の幹部の方はぜひ頑張って、職員さんと一緒にやっていただきたいと思います。

続きまして、厳しい財政状況の中で何を優先事業とされるかという質問ですが、このことについては町長が優先事業ということについてはだんだんとお話をされましたので、それは大体精査をこれからしていかなければならないかということは見えてきました。

そこで、私が申し添えたいのは、合併特例債は、助役も町長もそのことは答弁の中でおっしゃっておりますが、借金であることに変わりがないので、将来にわたって維持経費の負担が増加することのないような徹底した事業の見直し、また精査を行わなければならないということでございます。自立するためには、ぎりぎりのところまで事業費を削ることも、それも大事なことはないかと思いますが、その点についてお考えをお伺いします。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） これまで合併特例債事業として提案をされておりますもの、事業費は上がっておりますけれども、中には相当数といいますか、むしろ大半が概算中の概算事業費ということで、もちろん具体の実施設計等を踏まえてのものにはなっておりません。したがって、できるだけ早期にその内容を詰めて、当然初期投資の問題もありましょうし、後年度負担ということもありますから、その内容を精査し、初期投資も抑えつつ、なおかつ後年度に大きなツケ、負担を回さないような形で、当然のことながら事業精査をした上で実行に移していくべきだというふうに思っておりますので、プロジェクトチーム等を通じまして、そこらあたりはできるだけ早く詰めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） ぜひ今後プロジェクトチームをつくりまして、十分な精査、また住民の方々との意見も交わしながら、ぜひ精査をしていただきたいと思います。

次に、学校給食の完全実施ということですが、窪川地区の学校給食の必要性ということについては、保護者の強い要望は30年以上も受け継がれて、ようやく本年度の予算で基

本設計委託料３００万円が計上されました。平成１５年に給食問題検討委員会の答申が出されているのにかわらず、何ゆえに３年を経過して今回予算計上をされたのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えをしたいと思います。

確かに、問者のおっしゃるとおり、平成１５年１２月に学校給食検討委員会から答申がされております。その後、教育委員会の方の中におきましてその答申について論議をいたしまして、いろんな形で論議もしたところでございます。その中では、答申の中身について、問者もご承知と思いますが、いろんな自校方式、それからセンター方式、それから町分のセンター方式、郡部での親子方式とかいろんな形、そういったもんにも触れております。そして、学校給食の必要性、そういったものにもいろいろ答申の中で触れておりまして、そういったものについて委員会の中で協議を行いまして、そして協議に基づいて、町長の方と答申の結果に基づいて、委員会としてはこういう方向でいきたいということで町長とも話をしまして、町長の方から委員会の方にお任せするのという形で一定のゴーサインをいただいていたところでございます。その中で、事務局段階で一定論議をしておりましたが、その過程で合併という形が入ってきましたもので、本来なら学校給食を優先して事務的に取り組みをせないかんとございましたが、合併協議というもんも入ってきて、少ない職員の中で給食問題について中心的に取り組んでいけるという状態ができていない状態もございまして、事務的な形でのおくれもございまして今日に至っておるところでございます。そういった面で、せっかく答申をいただいておりますが、事務局段階の方でなかなかそういうところまでいけなかったというのが実情でございますもので、それを受けまして、ことしにつきましては早急にそういう形で今回そういう計上をさせていただきまして、皆様方のお知恵をおかりしながら、またいろんなご意見をお伺いしながら早期にそういう計画を立ち上げて、２１年度の供用開始に向けての形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） ２３番牧野利恵子君。

○２３番（牧野利恵子君） 過去のことですから、余り追及するというのもこれは気の毒だと思いますが、ただ昨日の岩井議員も３０年くらい前に給食問題検討委員会の委員長であつたし、私も小学校でＰＴＡの役員をしていたときにそれにかかわったことがありますし

た。本当にこれは、ずっと長い歴史を持っているわけです。そして、大正とか十和地区の人にとっては、なぜ学校給食がないだろうかという、そっちの方が不思議なくらいでした。今回、町長も選挙戦を通じては、多分父兄の方から学校給食を早急にしてくださいという意見を聞かれたと思います。私も、町の中のいろいろな方にお会いするときに、本当に一日も私たちは待てないんだと。父子家庭のご家庭とか、一人親で本当に親が朝早く仕事に出かけて弁当にも困っている家があって、それは保護者の間で弁当をつくって提供したりとか、そういう努力も私たちはしているんですよ。どうしても今度新しく町長になられた方には、早速就任したその年にでもやってもらいたいと、そういう要求も聞きました。ただ、これには多くの方の皆さんの今までのお知恵をもう一度土台の上に載せて検討ということも必要ではあると思いますが、確かに15年から今回まで延びたということは、私は、教育委員会が幾ら忙しかったとはいっても、怠慢であったと思います。

なぜかといいますと、旧十和村では合併後に引き続く事業として道の駅構想を平成16年より構想を進めて、本体工事が今回予算計上されております。緊急優先度からいうと、学校給食の方が先ではなかったでしょうか。合併による不公平感を現在一番感じているのは、子供だと思います。そういうことを強調させていただきまして、先ほど次長の答弁にありましたように、できるだけさまざまな人の今までのことを積み重ねにした上での議論をして、いい方向での学校給食に進むということを望みたいと思います。

それでは、この辺に置かせていただいて、続きまして寄附条例の導入ということで提案をさせていただきたいと思います。

18年度予算は旧町村の事業を引き継いでいますので、一般会計予算総額が133億2,781万7,000円と、大変大きなものに膨らんでおります。しかし、これは私も予算特別委員会で特別委員の皆様と議論をしましたが、果たしてこれは来年度はどうなるやろかと、とてもこのようなことではいけないだろうと。来年度は、各事業は相当のスリム化が要求されるのではないかと思います。今回は、予算については私は質問事項に入っておりませんが、このような財政状況の厳しい中で、環境保全、芸術文化、子供の育成、高齢者、障害者福祉など、住民の心のよりどころとなる事業というものは、将来しわ寄せが出てくるのではないかと懸念をしております。

そこで、私は先ほど泰阜村の例を話しましたが、泰阜村は全国で初めて寄附条例を導入もしているところです。ふるさと思いやり基金でという寄附の受け入れ先の基金をつくっておりますが、これ私も視察に行ったときに議長さんからのお話がありましたが、昔泰阜

村の財政が厳しかった昭和初期に、教員に村財政への寄附をお願いしたところ、当時の校長は、その場しのぎの寄附ではなく、こんな時代だからこそ子供の夢や感性を育てるためにお金を生かしたいと、美術館の建設を夢見て、美術品の購入を提案したそうです。その後、太平洋戦争や村を襲う大冷害などにより計画は中断しそうになったが、村内外多くの賛同者の熱意により昭和29年、実に24年間の歳月を経て、学校美術館、学校の中の、小学校の隅に学校美術館が完成をしたそうです。当時の美術館が老朽化したために、所蔵品は泰阜北小学校の一室に移されて展示されておりますが、美術館の原点である、貧しいけれども心は貧しないという考え方のもとに、ふるさと思いやり基金ということで、これは老朽化した美術館の修復の資金や福祉健康の村づくり、循環保全の村づくりという3つの目的で寄附金条例を制定したところと言われております。

自治体が住民の寄附を財源に政策を実施する寄附条例を導入するということは、本当に右肩下がりの現在においての、私はそういうことを考えたわけですが、市町村が相次いでおります。現在、全国で10市町村が導入しております。17年1月1日に6町村が合併した滋賀県高島市は水と緑のふるさとづくり基金を創設して、社会福祉や子育て支援、環境保全など11種類の事業を示しております。住民の寄附に依存する事業ととらえたらマイナス思考となりますが、四万十町のまちづくりへの共感を持つ人々やふるさとへの思いを持つ人々のまちづくりへの参加の一方策としてプラス思考で寄附条例を導入したらいかがでしょうか。その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 私も、そういう先進事例というのは十分掌握をしておりませんので、ご提案のありましたような内容について今後十分精査をしながら取り組んでいきたいというふうには思いますけれども、これまでの取り組みとしては美術館のお話もありましたけれども、この美術館をつくるきっかけになったのも、いろいろ関係のご遺族等にもお話をすることで一定遺作のご寄附がいただける、それだけでは物足りませんから、私もあちこち走り回って、そういうご寄附のお願いもして回ったというような経過もございますが、金銭的な面でのこういう基金条例については、十分承知をしていないところでもございまして、先進事例等も検討して、本町でこれが適当なのかどうか、その辺も含めて判断をしたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田課長……

（23番牧野利恵子君「総務課長が答えます……」と呼ぶ）

浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 牧野議員さんが言われますように、この寄附条例を前向きな形でとらえていくという形では、非常に財源の不足している中で前向きにとらえていくという政策の中では、ひとつ考えていくところは大いにあるんじゃないかなという気もしております。先ほどの言われました泰阜村ですか、地方の自治へいろんな人が広く参加できる制度であるという考え方でとらえておるわけでございます。非常に厳しい財源としての政策として中にはとらえて、そういう政策をやってる自治体も泰阜村後何件か出てきておるようですけれども、そういった形の考え方とはまたちょっと違うところもあるようでございますので、考え方の方向性としては検討してみることも非常に意義あるものではないかなというふうに感じます。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 今総務課長の方からご答弁申し上げましたが、ただ注意しなければいけないのが、財政が厳しいから、財政危機だから、寄附条例をつくって寄附をお願いしますということでは、これは寄附は集まらないというふうに思います。泰阜村は、合併しないという選択をいたしまして、ご案内のとおり、小さくてもきらっと光るまちづくりをしようということで、田中長野県知事が住所を移してまでそちらに税金が入るようなことをして村づくりを応援しようということもあったわけですが、結局我々としては、行政改革もしっかりとやりながら、こういうまちづくりに一生懸命取り組んでおると、そういう取り組みの上にきちとした目的を持って基金を募るというふうな形で進めていかないと、安易に危機だからお金を下さいでは、当然そういうことじゃないわけですが、そういう方向で総合的に研究、検討をしていくということになろうかと思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） もちろん助役の言われたように、私もマイナス思考ではなくてプラス思考の中でまちづくりを考えていきたい、そのための基金の一つだということを申し上げているわけです。

かつて教育長であった方が故人になられて、そのときは多分学校図書か何かにご寄附をいただいた、浄財いただいたことがあります。そういう目的のために、教育長の遺志をそういうところへ投影されるということは今までにもあるわけです。ですから、それを広くいろいろな四万十町に対しての思いを抱いている方にこういう窓口もありますよというこ

とは示していく、それを検討する必要性はあるのではないかと思います。

では、それはまた検討をしていただきたいと思います。

続きまして、ちょうど私の後ろにおられる方も、そして執行部席に座っておられる方も、最後の質問には大変期待を寄せておられるようですので、受動喫煙の防止対策ということで質問をさせていただきます。

これは、私は愛煙家と禁煙家との対決とか、そういう次元の低いことを言っているのではございません。本当に健康ということに対して四万十町がどういう思いでこれから進めていくか、そのためには受動喫煙の害ということもしっかり訴えて、ここが健康増進法の第25条に四万十町の公共的な施設がそれを実施しているかどうかということを質問をさせていただくわけでございます。

健康増進法第25条について、どういう内容であるかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 私は健康福祉課長という立場でお答えを申し上げたいと思いますので、いろいろ期待を持っておられる方もあるかも知れませんが、そういう立場で回答したいと思います。

まず、第25条ということですが、これは健康増進法というのを初めて聞かれる方もあるかも知れませんが、健康増進法そのものは、こうなっております。国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。いろんな国民がやるべき増進法に関しての条項があるわけですが、問者が言われる第25条はこうなっております。第25条では、受動喫煙の防止がうたわれておりまして、学校、体育館、病院、集会所、百貨店、事務所、官公庁の施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないというようになっておりまして、今まだ努力をなささいというような第25条でございまして、いけないということにはなっていませんが、私自身は、たばこは百害あって一利なしということも言われておりますので、受動喫煙については非常に当然分煙等の処置を講じながら、飲む人と吸わない人とを分けるということは必要だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） それでは、健康増進法の対象となる町内の施設、どういうものがあるかを挙げていただきたいと思います。そして、喫煙防止対策の実施状況をお伺いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） ただいま申し上げました第25条の公共的な施設につきましては、本町では、この本庁舎のそこに喫煙コーナーを設置をしております。それから、四万十会館、B&G、図書館、美術館、これは全館禁煙でございます。それから、学校、体育館につきましては、旧窪川、十和は全館禁煙、大正はなぜか校長室での禁煙が可能……

（23番牧野利恵子君「えっ」と呼ぶ）

ということになっております。それから、十和の支所は、総合開発センター、医療福祉センター、給食センターは全館禁煙、それから大正におきましては、喫煙コーナーを支所に設けております。それから、公民館、診療所、健康福祉センターは全館禁煙、それからきらら大正は喫煙コーナーと、それから宴会時にはホールでの喫煙は構わないというような、そういう取り決めにいたしております。それから、老人福祉センターと郷土資料館は完全に分煙ということでございまして、大正、十和の診療所は禁煙ということでございます。

具体的な対策というのは、いまだどこそこがいけませんということは決めておりません。これは、それぞれ良識ある皆さんの申し合わせで、吸うところと吸うところんところを決めておるということを今やっております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 先ほど、小学校の校長室が禁煙じゃなくて、喫煙が可。

（健康福祉課長岡林寿男君「可能です、はい」と呼ぶ）

可能というところ。どういう校長先生か存じませんが、教育委員会としてそれはどうなんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

（「ちゃんとせえよ、答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（弘瀬則彦君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

この指導に関して、健康福祉課長の方から問い合わせがありまして、それで私の方が各学校全部まではよう聞きませんでした。窪川町につきましては、校長会の方を通じまして施設内禁煙という形で指示をしております、合併になって大正、十和の方の状況はわかりませんでしたので、全部の学校へはなかなかよう聞きませんでした、二、三の学校へ聞いたところ、一定施設内は禁煙であるという形はとっておるという形で行っていました。ただ、先ほど言いました学校につきましては、外で吸うと、中学校ですので、結局たばこに興味のある生徒もおるので、生徒の目につくというところで、校長室で吸わしておるといようなことを言うておりました。それにつきましては、施設内禁煙でありますので、これからはもういけませんという形で、そのときにはちらっと話をしておるところでございますが、今度の今月の校長会を通じまして、そういったところを指導徹底をしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 教育施設、子供は本当に子供のときからの喫煙というのはいかに健康に害があるかというのは、これから健康教育の中ではしっかり訴えていかなければならないところです。そういう意味では、ぜひとも学校施設、教育施設では禁煙を全面的に実施をしていただきたいと思います。

そして、この本庁舎内です。私は、本当に今回大勢の議員の方や執行部の方の、もう分煙できないんですよ。本当に、あの分煙の機械があるけれど、それを吸い込む力も弱くなるほど、あの廊下が本当にスモッグですね。私は気管支が弱いので、本当に苦しい思いをします。ただ、私が言うと、ああまた人を怒らすと、そういうことで非常に私もあれですが、受動喫煙の苦しさというのは、それは町長も認めていただけますよね。そして、努力目標というのを、ぜひ努力目標ということですので、町長のご答弁をお伺いしたいです。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） プライベートなことを申し上げて恐縮ですけれども、いつも家でたばこを吸うときには家内におしかりをこうむっております。受動喫煙の害を毎日のように毎回のようにならされておまして、最近はどうもありませんので、外へ極力出て吸うようにはしています。

ただ、お話しのありました、この議会等をめぐる喫煙場所については、見渡してみるのに適当な場所をなかなか確保しにくいのではないかなという感じも持っています。今、指を

指してる方もいらっしゃると思いますが、窓の外へ行くというのも一つの方策ではあろうとは思いますが、そういう方々の痛みというものも十分腹に入れて、どういう対策が講じられるのか、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 今回、6月静岡市議会では、ぜんそくに苦しむ中学生が公的な場所での受動喫煙の防止、これは外での喫煙ということも含まれているようですが、その防止を訴える請願を提出しております。本当に、受動喫煙のおかげで家庭の中でぜんそくになられる子供さんとか、それから奥様が肺がんになられるとか、本当に肺がんの50%くらいですか、喫煙者は肺がんになる確率が高いというふうにも言われております。そういう意味で、1億2,000万円くらいのたばこ税が入ると言われてる方もおいでます。それはそれで貴重な財源でございます。ただ私は、寄附条例のことを否定して、たばこの税金を大事にするという、そういう考え方もおかしいんじゃないかと。やはりそれはそれで、たばこの税も大事かもわからんけれど、そこで受動喫煙されている方のことも考えて、町政をかじを取ってくださいよということなんです。甲把助役、その点について。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 先ほど来の具体的な質問に関係してのみ発言させていただきたいと思いますが、その廊下の喫煙コーナーにつきましては、議場の管理は議会ということになっておりまして、それに附属した廊下でございますので、議会の皆さん方で相談をしていただいて、このようにしたいということであれば、執行部としては協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） それはまた議長によろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

それから、温泉施設は、あれは町の建物ですよ、地域振興公社が指定管理者で楽しますけど。その利用者の方が、温泉施設は健康施設ではないかと、しかしその休憩所には喫煙の場所があるので、それは女性の方でしたけど、その人は本当にそこが苦しくて、息を詰めてそこを通り過ぎさなければいけないというふうに言っておりました。大衆、いろいろの方が憩いの場ではありますが、憩いの場であるということはイコール健康の場でもありますので、ぜひそういうところへの指導というものはお願いをしたいと思いますが。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 現在、松葉川温泉につきましては地域振興公社が指定管理者になって運営をしておりますので、私理事長でございますのでお答えをしたいと思います、確かに問者おっしゃるとおりでございます。ただ、私も喫煙者の方ですけども、たばこにはいやしの効果もあるわけございまして、そういうことを含めて、ふろに入った後の一服、これがもうたまらんという方も当然おいでるわけございまして、トータルに検討してみたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） トータルということでございましたら、ぜひあそこは大勢の方が来られる場所ですので、きちんとした分煙室を設けるなり、それなりの対策をとっていただきたいと思います。

なお、愛煙家の皆さんの今後の健康をお祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君の一般質問を終わります。

2時10分まで休憩をします。

午後1時55分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番宗崎小百合君の一般質問を許可します。

○19番（宗崎小百合君） それでは、議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど、議長の方より訂正の報告をしていただきましたが、本当に私の最初から間違いがなければそのような訂正などしてもらわなくてもよかったのですが、本当に申しわけありませんでした。これからは気をつけるようにしますので、今回はお許しいただきたいと思います。

それから、順次に質問を始めたいと思いますが、大正のベテラン議員さんの方々が今まで質問に立ったときに、大正方式で行うと強調してから一般質問を始められましたので、私もまだ2年しかやってないんですけども、ずっと大正の議会の一般質問を見てきましたので、先輩方の方法をお手本にやってきましたので、大正方式と言えるかわかりませんが、私は大正方式のつもりで質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の質問をします。

町長は、行政改革の一環として、町民本位の行政の実現を行うために簡素で効率的な組織ということで、常勤の職員を特別職を含めて353名で行政運営をされていますが、職員の能力や技術等の資質向上を図るということは、直接住民に行政サービスアップという形で反映してくると思います。それについて町長はどのように考えておられて、どのように資質向上に向けて指導管理を行っていくのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 活力あるまちづくりという形でのご質問でございます。

何回か町長の方からの各議員さんへのご答弁もございましたので、形が変わった形で、総務課長としての考え方ということで、内面的な形での活性化といいますか、そういった方面でご答弁させていただきたいと思います。

四万十町は大変恵まれておるとするのは、皆さんもご存じのように、自然豊かな財産がございます。このことは、どこにも負けない財産であります。活力源であると考えております。一方、これにもう一つ形を変えて、職員のパワーというものが加われば、非常に大きな力になってくるのではないかと、そういったものでは、新しくエンパワーメントという形での職員の活力を生かしていくということが非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。

確かに、職員というのは人件費でございますので、コストがかかります。一方、成長という形でとらえますと、非常に可能性を持ったものでございますので、その職員の力を出し切るという形というのが非常に大事になってくるのではないかと。それが活力につながっていくということのように私は思っております。限られた財源をいかに有効的に生かしていくか、計画づくり、立案から始まって実行まで行くというのには、そういった力というのが当然必要でありますし、そのことによって住民の方にも説明責任が果たせながら実行できていくというふうに考えておりますので、そういう面では職員の力アップを一つの糧にして進めていきたいというふうに考えております。

また、一般的には、3月20日に合併をしてから、まだ職員たちにとりましては非常に横のつながり、また機会を見つけて一生懸命頑張っておりますけれども、まだまだその交流の機会というのが限られておりますので、これからその力を出し切っていく形というものをしっかりとつかんでいくと。それが、皆さんの議員さん初め町民の皆さん方にお示し

できていくような形が生まれてくるのじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） ありがとうございます。

先ほど、牧野議員は、積極的に町長に動くようにというふうにおっしゃっていましたが、私は本当に素人なのでわからないんですけれども、町長の体は一つしかないんで、それなりにすごく一生懸命頑張ってやられてると思うので、別に町長の肩を持つつもりも全くありませんが、振興計画や特例債事業など、早急に取り組むべき問題はすごく山積しているんで、本当に想像以上に大変なことばかりで気苦労もされていると思いますが、町長には助役や教育長、それに執行部の方々などは町長の掲げている町民本位の行政のための組織構成をした方々だと思いますので、町長の体が一つしかなくても、町長が掲げられた組織構成の方々がすごく強いバックアップをしてくれると思いますんで、本当に広域で大変ではあるんですけれども、住民との連携感を確かなものにするためにも、執行部とともに住民のためになる意識改革に取り組んでいただきたいと思います。その点についてはどう思いますか。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 議員さんには、町長の肩をぜひ持ってもらいたいというふうに期待をいたしておるところでございますが、私窪川町長時代に常に言ってきたことは、行政の第一推進当事者は町長ではなくって職員ですと、その職員の考え方、取り組み姿勢、パワーをどう発揮するか、そのことによって行政運営というのは大きく変わるというふうに思っております。それへ向けての資質、能力を高めるということが大変重要だというふうに思うわけですが、基本的には先ほど総務課長もご答弁申し上げましたが、職員の自己啓発を待つ、これが一番の基本だというふうには思っております。これまでもいろいろ提案制度を設けたり、そういうことで、その資質、能力の向上に向けての取り組みもやってきましたけれども、これだけ町村域が広域になったわけですから、できるだけ、先ほども申し上げましたように、現場に職員自体も足を運んで地域ニーズをくみ上げる、そのことが非常に大事でございますし、そういうことでもって、トータル的に職員のパワーアップ、資質、能力の向上を図っていくように、今後努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 町長の補佐役としての助役、あるいは教育行政のトップとしての教育長というふうなお話がありました。町長は首長でありますので、当然政治家であります。私どもは事務方の責任者ということでございまして、私たちは住民の皆さん方の理解と納得のもとに、究極の行政改革と言われます市町村合併をなし遂げたわけでございますけれども、これは改革の終わりということではなしに、改革の第一歩を踏み出したにすぎないと言えようかと思っております。

今、職員すべてがそういった気持ちでこの3カ月を過ごしてまいりまして、この議会で本予算の決定をしていただくことになっておりますし、いよいよ本格的な四万十町の行政が始まるわけでございますが、改革には大きなエネルギーが必要だと思っております。だから、改革ほど人を育てるものはないというふうにも言われておるわけでございますが、これから私たちは町長を中心にいたしまして、将来の住民も意識した顧客志向、あるいは目的志向といいますか、そういうことを念頭に置いた取り組みを進めていかなければならないし、そういった面での、職員全体の総力が発揮できるように、そして能力が磨かれていくように、そういったところに細心の注意を払って一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。ご指導よろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） ありがとうございます。助役まで答弁をしていただいたので、かなり期待をしたいと思っています。

でも、当然問題も出てくると思うわけですが、私の本当に勝手な早とちりというか、取り越し苦労になればいいんですが、特にその中で危惧するのが、住民のプライバシーとか個人情報の取り扱いについてなんですが、何でこんなことを心配しているかという、私一応小学校に勤めてましたんで、そのときに子供を連れて公の公共の場所に行ったんです。そしたら、見学をさせてもらってたところの職員の方が、電話を持って電話の相手に、どなたかはわからないんですけど、すごくはっきりフルネームで名前を言われて批判をすごくされていたわけです。私たちがいるっていうのに気づいたらすぐにやめましたけど、周囲にちゃんと配慮しながらも、そういう個人情報というか、そういうものは取り扱いがいかないと、もうこっちは聞く気はなくても向こうが、聞いてしまうという状況になるっていうの、もう本当に危ないことだと思うので、職員の方も地域が広がったので、ほかの地域の住民の方の情報を職員同士で交換するというか、そういう作業もされると思うんですが、そういうときの取り扱いとかは大丈夫なんでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 大変な嫌な思いをされたようでございますけれども、個人情報、またプライバシーの保護、こういったものにつきましては、それぞれ四万十町には条例化をされております。この条例につきましては、当然ながら守らなければならない項がございます、秘密事項がございますので、それは職員にとってはそういったものが漏れるということはあってはならないことでございますし、またそういうことがありましたら、これも罰則規定もございますが、非常に住民の方にも情報が開示されるということは、非常に損益を与えていくということにもなりますので、なおこの条例の徹底とあわせて、それぞれの課にもそういった自覚を持っていただくということを気をつけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 当たり前のことなんです、当たり前にしっかりできるように、どうかも責任を持って、徹底して行えるように一層配慮をしていただきたいと思います。

次に、新しい町を主導するリーダーとして、町長が今だからこそ取り組むことはたくさんあると思うんです。町長が行政組織の現状と今後の対応についての施策の中で、その内容で、組織内の再編成の強化や本庁、支所間の職員交流を来年4月に行いたいと報告されていましたが、町長の掲げる事柄も大変重要であると思いますが、その前に私は、原点に戻って本当の基本的なあいさつとか、そういう部分を徹底すべきでないかなと思うわけですが、それについてどうでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 芝議員からも名札の着用等に関するご質問もありましたし、ただいまあいさつの徹底というお話もございました。私も率直に申し上げて、日ごろ感じておることございまして、私自身は、こちらの方から朝職員と顔を合わせば「おはよう」という声をかけるように努めておるところですが、どうも町長が煙たいのか、余り明確な「おはよう」の返事が返ってこない、また職員の方から先に声がかかるということがないという、ちょっと寂しいなという思いもしております。

それはそれとして、役場っていうのは、住民に対する窓口といった行政サービスをやっておるわけですから、住民を顧客ととらえる、そういう認識からすれば、めり張りのきいたあいさつをするということは当然のことではないかというふうに思っております。十分

その辺が行き届いてないという、私も実感を持っておりますし、今後あいさつの励行、めり張りをつけた、きちんとあいさつをする、そのことが業務推進の上のめり張りにもつながってくるだろうというふうに思っておりますので、周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 町長が今、周知徹底を図っていくとおっしゃいましたが、あいさつっていうものは周知徹底だけではなかなか浸透していかないと思うんですが、どうですか。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） これも基本的には、職員の自覚に待たなければならないところがあると思います。強要するということもできませんし、そういうことで、今後職員の自覚を促すと、その取り組みをいろんな機会をつくって徹底をしていくということしかないのではないかなあというふうに思ってます。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） これも、非常に私ごとの話を持ち出して構わないかわからないんですけど、小学校に勤めていまして、もう今は退職されている校長先生がすごくあいさつに厳しい意見を持っている方でして、子供自体も、あいさつするっていうことに積極的になれなかった時期があって、もう校長先生がすごく厳しく、半分強制ぎみにあいさつを啓発運動をし始めて、そしたら、オアシス運動ってありますよね、そのオアシス運動っていうのをとにかく徹底して、壁に張ったり、常にそれを繰り返して言ったりしているうちに、それを強制しないうちに、もう通学の登下校の際に、行き交う車も確かに少ないんですけど、車にもあいさつを子供から始めて、すごく外部の、県外から里帰りとかにされた方からお手紙が来たり、子供自身がみずから、ああ、こんなにあいさつしたらこんなに反応も返ってくるんだなっていうふうに感じたらしくて、ずうっとそれを今も続けているのが子供なんです。大人も、そんなん強要できんとか、そういうのは大人のかたい頭のあれでして、本当に大事だなと思うのであれば、もう常にお互い自身がそれを伝え合って、本当に取り組む気持ちをあらわしていかないと変わっていけないと思うんですが、どうでしょう。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 私は今、仁井田地区というところに家を置いておりますけれど

も、朝夕仁井田小学校の生徒と行き交うときに、非常にさわやかなあいさつを受けます。一種感動を覚えるところがございますが、それがだんだんに中学生になり、特に高校生になると、ぷつとよそを向いて、あるいは下を向いてというふうなことがあるように感じております。本当にあいさつというのは、人と人の心を結ぶ一番の原点であろうかと思えますから、そういう取り組みというものを地域全体に推し広げて、職員と住民ということももちろんあれですが、地域全体でそういう日常のあいさつが交わせるような、そういう雰囲気づくりをしていきたいなあというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 1つだけ、町長が、高校生とか大人になるにつれてあいさつをしていく傾向が少なくなるとおっしゃいましたが、それは周りが、大人がそういうあいさつをするという意識が薄まってくる中で成長してしまうからではないのかなと思います。だから、もうとにかく周りの大人が積極的にするように、私自身もそうですけど、全員がそういうような意識を持てるように、リーダーの町長自身が常に先頭に立って行っていただきたいと思います。

大きなプランとか、目標も大事であろうとは思いますが、当たり前のことであるから、大きな目標とか、そういうこともすごく設定するのは大事で、達成する努力も大事だとは思いますが、もうできて当然のことから一個一個積み上げていかないと、これほどでかい四万十町になってしまったら、もう土台が崩れてしまったら取り返しがつかないことになるんで、そういう点はもう必ず押さえていただきたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） あいさつの励行、徹底ということで、これはもう町長に答えさすまでもない、もう私どもの段階できちとした対応をしなければならない事柄だと思っておりますが、実は宗崎議員さんのご指摘だけではなしに、私も助役に就任いたしまして、だんだんの旧窪川町議会議員以外の議員の方々から、いよいよあいさつがないという……

（「そのとおりじゃ」と呼ぶ者あり）

ご指摘、ご注意をたくさんいただきました。ということは、旧の窪川町の職員が、そういう基礎的なところができてなかったのかなという反省もしたところがございます。

それで、私自身も振り返ったことでありますけれども、合併協議会の局長になりました、3町村からそれぞれ事務局員をお預かりをしたわけでございますが、確かに大正町、十和村から派遣をしていただいた職員の方々は、本当に朝一番元気な声で「おはようござ

います」ということで事務所の中へ入ってきました。本当に、職場が明るくなって、身の引き締まって、今日も一日頑張らないかと、そういう思いをしたことでございました。問者もおっしゃられますように、基本の基本で、人間関係の最初のとっかかりがあいさつということでございますし、また最後もあいさつで締めくくるということでございます。そういう意味で、この議会も最初と最後に起立、礼をやることになったのではないかと理解しておるわけでございますけども、私どもが率先して、率先垂範して、そういった職場の土壌、雰囲気、あるいは職場風土といったものをつくっていききたいというふうに思っておりますので、いましばらく時間をおかしたいかと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） はい、わかりました。早期実現に向けて邁進していただきたいと思います。

続いて、教育行政について質問をする予定でしたが、先日18番議員さんから質問もありましたので、同じことを聞いてもあれですので省かせていただきます。

次に、学童保育について質問をしたいと思います。

旧大正町では、学童保育の設立を要請する声が非常に強くありました。以前にも大正町で一般質問をした際に、執行部の方では、新町になったらもう引き続き続けて検討をして、なるべく早く立てていけるような方向に持っていきたいという答弁をいただいたんですが、合併をして首長もかわって、その方向性というものを町長はどうとらえているのかお聞きしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 酒井町民環境課長。

○町民環境課長（酒井 正君） お答えをしたいと思います。

旧大正町で、学童保育に対する保護者の要望が多かったということでございますけれども、行政の方としましては、その時点でどれだけの要望があったのかということにつきましては、実際のところよく把握できてないというような状況でございます。ご承知のように、学童保育の始まりは、共働き家庭や父子家庭のための、放課後家庭で児童の生活を見守れない家庭の子育て支援の一環として制度化をされてきたものでございまして、今日のように、核家族化、特にこれは町分でございますけれども、進行している時代におきましては、そしてまた昨今、児童を巻き込んだ事件が多く発生するような時代となりました。こういう社会環境が非常に目まぐるしく変動しているときには、その必要性を強く感じているところではございます。

ただ、保護者の要望があれば、すべてに対応できるのかということになりますけれども、学童保育をするということになれば、指導員配置も必要となってきます。したがって、財政的な面も考慮しなければならないということですので、すべてにおいて、すべての地域で学童保育を実施ができるかということになりますと、それも少し無理があると、こういうふうに考えております。

そこで、現在教育委員会の方で、学童保育に対するアンケート調査を現在実施をしているところでございます。その結果によりまして、要望が多い場合は、旧町村単位で1カ所程度の学童保育ができる、そういう体制はつくっていかねばならないのではないかと、いうふうに検討をしております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 学童保育は、全国でも約68万人が利用してます。その施設数は、2006年5月1日現在で1万5,858カ所になるわけで、それはもう23日の高知新聞の方にも出てましたが、その中で非常にショックを受けたんですが、ワースト1位というか、最下位は高知でした。平均が69%という中で、高知県は34.7と、最下位と2位の差がひどく開いていまして、これは早急に——高知県だけどうしてこんなに格差があるのかなあと考えたんですが、確かに学校と学校の間の距離とか、子供の数とかもいろいろあると思うので一概には言えないとは思いますが、それでも実際に保母さんの友達も言ってましたが、受け入れ先も少ないんです。1つの学校で、1つの幼稚園で受け入れる人数も限られてますし、お母さん方も兄弟とか2人とも入れれる状況にない、どちらかしか入れられないという、こういう田舎でもそういう状況があるんですが、それは全然把握してないんですか、今まで。

○議長（弘瀬則彦君） 酒井町民環境課長。

○町民環境課長（酒井 正君） 先ほどもお答えをしたとおり、結局学童保育というのは対象が児童です。小学校の低学年が対象となるものでございますけれども、これが基本です。

それからもう一つ、今調査をしてないかということでございますけれども、先ほど私お答えをしましたように、現在アンケート調査を実施をいたしまして、その必要性について今後検討するというところでございます。したがって、これまでに学童保育の必要性について、十和地区それから大正地区では実施をしたということはないというふうに私は記

憶をしております。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 大正では——何でしたっけ、名前、柴課長、何でしたかね、忘れた。

（「次世代」と呼ぶ者あり）

次世代育成事業の中に、確かに調査をしてたと思います。その資料は、どこにあったかな、車かな。その資料は今はないんですが、その中にアンケートを確実にとっていると思います。ですよ。

また、それは持ってきますが、確かにそれを見て私も友達に聞いたんですが、確実にその子もアンケートに答えたというふうに言ってましたんで、持ってきます。

今日、今は無理なんですけど、確実に持ってきますんで、また改めて見てみてください。

窪川には学童保育がありますが、町の方の学童保育っていうのは、小学校3年生までが主流です。窪川の学童保育、何でしたっけ、うり坊クラブでしたか、うり坊クラブは、ちらっと話に聞いたところなんですけど、町長がすごく乗り気で一生懸命やって実現したという話を聞いて、すごく感謝をされているという話を聞きました。もう町長自身も、学童保育の必要性を感じているということで理解して構わないんですよ。もし、保護者たちの希望が集まれば、可能な限り設置の方向へ向けていく気持ちはあるというふうに考えて構いませんか。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 今の少子化の現象、あるいは共働き世帯が増加をしている、そういう実態のもとで、学童保育の必要性は総体的には高まってきているというふうに認識をいたしております。ただ、先ほど町民環境課長が申し上げましたように、新四万十町として、現時点で具体的にどの程度のニーズがあるのか、完全に把握をできておらないということでございますので、現に教育委員会の方でやっていただいておりますアンケートの調査結果等も踏まえて、今後対応をしてまいりたいというふうには思いますけれども、理想形からいえば、全部の小学校にこれを設けるということが理想でございましょうけれども、旧窪川でもやっとな窪川小にこれができたと。越境入学ではありませんが、地区、校区外からも利用されてるという実態もあるようでございますが、財政的な問題、指導員の配置の問題等々から勘案をしますと、すべての——その前段としてのニーズの問題もありま

すが、すべてに配置をするということは、これは憂慮として難しい問題であるというふうに思います。差し当たりは、町民環境課長がご答弁申し上げましたように、旧大正、十和地区、規模の大きいところにまずは1カ所というような方向での今後検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 町長のおっしゃったことを忘れないでいたいと思います。

それで、国自体も放課後児童クラブ等の事業に積極的に乗り出していると思うんですが、四万十町の場合も、今回の18年度の予算で300万円ぐらい計上してたと思うんですが、それは学童保育のうり坊クラブの方への助成だけなんですか。

○議長（弘瀬則彦君） 酒井町民環境課長。

○町民環境課長（酒井 正君） 先ほども申し上げましたけれども、今学童保育を実施しているのは窪川地区の1カ所でございます、ここに対する運営の、たしか委託料だったと思いますけれども、運営委託料です。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 私もまだ全然かじったばかりでわかってないんですけど、その放課後児童クラブの支援事業が、今度はボランティア派遣事業と2つに分かれるような話を聞いたことがあります、その制度を説明していただきたいんですが。

○議長（弘瀬則彦君） 酒井町民環境課長。

○町民環境課長（酒井 正君） 申しわけございませんが、ただいま初めてお聞きした言葉でございます、ここで制度を説明することができません。まことに申しわけございません。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君。

○19番（宗崎小百合君） 私もこれを回してもらったので、でも、これは発行してるってことは勉強不足ですよ、お互い。

（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

そうですね。私も、これからこの問題について、もうこんな中途半端なままでは終われないんで、一生懸命勉強して、9月の定例会でけんかを振りかけるぐらい勉強したいと思います。

一緒に言うたら仲よしになってしまっちはいけないんで、切磋琢磨しながら、大正の方にぜひとも学童保育を設置していただける方向にもっていけるように一生懸命勉強して、

9月の一般質問の方でもう一度答弁を求めたいと思います。

今日は何かぐだぐだの一般質問になりまして申しわけありませんでした。終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 19番宗崎小百合君の一般質問を終わります。

3時10分まで休憩をします。

午後2時55分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28番武田茂男君の一般質問を許可します。

○28番（武田茂男君） 議長から発言の許可をいただきましたので、発言通告に沿って質問をしていきたいと思いますが、最初に、私はこれまで二十数名の一般質問を聞きながら、特に印象に残っているのは、たっすいはいかんという論議と、それから山、川、海が、そして人が元気な四万十町というテーマがありましたけれども、論議を聞いていると、そのいずれのテーマも、山が、川が、そして海が、人が元気をなくしておる、こういう現実が浮かび上がってきているように思います。それで私は、このテーマが少しでも元気よくなるような立場で質問をしたいと思います。

まず最初に、19番議員が学童保育の問題について質問をしましたので、ダブる部分は省きたいと思いますが、通告のとおり学童保育うり坊クラブの現状と課題について、そして1点目として、そういう今実施していただいております学童保育を全町的に広げてほしいという声もお聞きをしております。それらについての考え方を伺っていききたいと思います。

まず最初に、6月23日付の高知新聞の朝刊の25面に、先ほど質問の学童保育の記事が載っておりました。読ませてもらいますと、学童保育68万人、全国連絡協議会の調査、3年で15万人増、というふうに書かれております。そして、共稼ぎやひとり親家庭の小学生を放課後預かる学童保育、放課後児童クラブが5月1日現在で1万5,858カ所に上り、約68万人の児童が入所していることが21日全国学童保育連絡協議会の調査でわかったと、このようにうたっております。中でもこの問題は、私、窪川に今までなかったわけですが、そういう要望に基づいて、住民の皆さんと一緒に立ち上げることに取り組んできました。

そして、そういう中で、先ほどもお話に出てましたけれども、当時窪川町長であった前田さんが積極的にこれを取り上げていただいて、今のうり坊クラブが活動しているところ

でございます。発足当時には人数も少なく、現在の美術館の2階を間借りをしてやっておりましたけれども、現在窪川小学校の隅に立派な施設をつくっていただいて、現在44名で運営をしておるといふふうにお聞きをしております。私も数日前にその指導員の方から、今うれしい、何というか、お願いがあるがですがというて言うので、話を聞きに行ってみますと、今までは主には窪川小学校の子供さんが対象でございましたけれども、少し定数が余っているところがあって、例えば丸山小とか、近郊の小学校の方から具体的な相談もあって、教育委員会の方に相談しますと、そりゃすいちゃったら入れてあげたらどうですかというようなお話もいただいて、そういう配慮をしていただいて、今満杯状態と。それから、実際そういうような対象者の人も、待機組の人もおるやに聞いております。

それで、そのうり坊クラブについて、具体的にその問題をどう解決したらいいのかという面では、先ほどの全国的な中にも、施設を大きくして定員を100人とか、そういうような規模にするとなかなか一人一人に目が届かなくて、本来の学童保育のよさというのがだんだん薄れていくというか、ということもあって、適切な規模、それから指導員の配置とか、さまざまな課題、問題もあるやに聞いております。それで私は、前田町長のそういう子育て支援といいますか、少子対策といいますか、具体的に働くお母さん方の手助けとして、そういう役割で学童保育をスタートさせていただいたという点から見たら、大正の方にもそういう要求があるやに今お聞きをしましたし、そういう面での今後の町全体に対する子育て支援、また具体的な少子化対策の柱にもなるのではないかと思います、このうり坊クラブの実際の現状と課題、どのように押さえておられるのか。また、今後の町全体に広げていく計画をどのように持たれておるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 現状については、議員お話のとおりでございますし、今後に向けての展望につきましては、先ほど19番議員にお答えをしたとおりでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 武田茂男君。

○28番（武田茂男君） ありがとうございます。

私は町外に広げるというのは、大きな大正、十和に1つ、2つというふうにいるという考えを先ほど述べていただきましたけれども、具体的に、旧窪川町の実際うり坊クラブが抱えている問題、特に近辺の小規模校でも希望者がおるといふ話が出ておりますが、これに対して、予算のこともありまじょうし、さまざまな取り組みが考えられるとも思いますけれど

も、私もそこらあたりは何か知恵と力をかしてもらえんかなということで、社会福祉協議会の方にちょっと相談に行ってみました。そうすると、今社協の方でもさまざまな取り組みがされておりますけれども、例えば高齢者の生きがいサロンなどという、大変高齢者の皆さんが集っているいろんなことをされている、そして地域のために何か役立ちたいという要望もあるようです。そして、そういう人の中には、学校の先生だった人や保母さんをやられておった人とか、いろんな方がおられて、そういう面での学童保育を支援していただける、そんな人もおいでるし、現在生きがいサロンに集ってくださる人の中にも、そういう自分の本当に孫のような人のちょっとでもお手伝いをできたらなあというような声もあるやに聞きました。

私は、前田町長がかって国体で、多くのボランティアを組織して住民パワーを引き出して、これほど住民の皆さんが住民パワーを出し切ってもろうたことがないと、こういうことを大事にしてまちづくりをやっていないかんというような話を聞いたことがあるわけですが、そういうことも考えてみますと、今多くの元気な高齢者の皆さんが地域のために何か役立ちたいと、こういう願いも持っているわけですから、学童保育の取り組みについては、いろいろ制度的なこともありますけれども、いろいろ窪川独自に、そういうような具体的な小規模の学童保育を具体的に計画してみたらどうかという思いがあるわけですが、その辺は町長、いかがでしょう。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） ご提案を含めてのご意見でもございましたが、1つ例として出されました生きがいサロンとの接点ということでございますが、生きがいサロン、私の認識としては、生きがいサロンについては、1カ所で毎日というような形の現在運営には至っていないというふうに思っておりますし、放課後のケアをするということからしますと、今の生きがいサロンのサイクルというのは、ちょっとかみ合わない部分もありはしないかなという感もいたします。ですが、すべて立派な施設を新たに設けてやっていくということになりますと、これはこれでまた財政的な負担というものも考えていかなければならないわけで、そういう例えば生きがいサロン、あるいはボランティアの皆さんのお力添えをいただいて、そういうアフターケアができていければ、それはそれで大変意味のあることだというふうに思いますし、その方向について、今後皆さん方のお知恵もかりながら検討してみたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君。

○ 28 番（武田茂男君）　さまざまな形で、福祉とか、地域にある高齢者の力とか、さまざまなことを考えて、ぜひ具体的に実現をしていただくようお願いをして、この問題では以上で終わりたいと思います。

続いて、2 番目の問題に移ります。

私はこの通告しております問題については、前窪川町のときもこの問題をずっと取り上げてまいっております。そして、私は立場上、今携帯電話はだれでも使っているし、便利で本当に貴重な、これからますます便利さが広がっていくと思いますし、その必要性や便利性について、それがいかんと言っているのではありません。前の町の総合計画の中にもこの電波塔の予算が組まれておりますけれども、あくまで私はそういう電波の入らないところに電波が入るようにしていく、この立場は、行政としても当然その要望にこたえて、事業にも協力してやっているのは当然だと思いますし、そういう立場でやっているところであります。

ところが、私は経過からちょっとご説明いたしたいと思いますけれども、私の住んでいる米奥、米の川といいますけれども、部落には戸数が 61 世帯ぐらいありまして、そこにはさまざまな小学校とか、かつては町立の米奥校下の集会所であったり、そういうな公共の施設が近くにあるところです。そして、人家も大変密集しているといえますか、そういうところに、突然こういう計画があるよというふうに示されたのは、去年の暮れに部落総会で、前総代さんの方からこういう計画がありましたということで報告があって、その中で、その問題について私も議会で取り上げておったこともありまして、ぜひみんなの前で業者さんに来てもらって、具体的などという計画なのかを説明会を開いてもらおうという提案をしまして、それから私もちょうど総代の交代時期で、私が総代の役が回ってきました。選挙の結果でそうになってしまって、私も戸惑ったわけですが、お受けをして、住民のために一生懸命やらにやいかんというふうに決意をしてこの問題に取り組んできました。

1 月 15 日に、全員ではありませんでしたが、携帯電話に関心のある方はだれでも参加してくださいと、いろいろ疑問も出してもらおうということで、部落外の人、町議さんも 2 名、地元の町議さんも含めておいでで参加していただいておりますし、ほかの人、何人か来ていただいて、部落としては総勢 20 人ぐらいだったと思います。東京通建という下請業者の方と、高知から N T T の関係者と言われる方が同席をして、宮ノ内さんという方から説明がありました。

それで、あけてびっくりといいますか、それはちょうど、前に米奥小学校が山手にあったところの近くの畑なんです。そこには集会所がありますし、学校からは100メートルも離れてないぐらい、人家は100メートル範囲でも十四、五軒ありますし、150メートル、200メートルの半径をしますと数十軒の家が隣接しているところです。説明を聞くと、大変大きなもんです。もう実際、今大きな鉄塔が3日ぐらいで立ちました。それで、その説明会のときには、余りにも家や集会所、学校に近いと、そして鉄塔が倒れたら今のバイパス、県道をふさいで通れなくなる。それから、この間も、つい最近ですけども、鉄塔が立っておりましてけれども、地震がありましたね、震度2ぐらいの、夜中に。私、もう真っ先に思ったのは、鉄塔が傾いたよと思うて、実際思いました。それは基礎のコンクリートを打って余りまだ固まってなかったんじゃないかなと思うけど、あの大きな地震がぐらぐらっとしたんで、大抵あの39メートルの高さによったら揺らいだろうなと予想して朝行っただけで、正確なことはわかりません。そんなこともあって、いつ地震が起こるかもわかりませんし、いつ電波が稼働されるかもわかりません。そういう不安な中に今おります。

そこで、住民の人も、これほどこんなに一方的に工事が進むとも思っていなかったわけですから、2回目の住民説明会をやってくれえということで要請しましたが、3月16日に業者との間で、1回は地域の説明段階だったんで、具体的に建設するというのであれば、説明をもう一回してくれということで申し入れをして、日程の段取りをしました。16日に日程を決めて事業者と連絡をすると、突然行けませんという返事が来ました。なぜかという、1回目の説明で、それと重なるような内容だからもう説明には行けませんと言うて、向こうがその日の日に地元の地権者、実際は3名いるわけですけども、実質は2月8日に賃借契約を結んでいるようです。これは、部落にも何の相談もなかったわけですけども、後で聞くと、どうもその日に契約を結んでしまったということから、私もこの件に関しては法的な規制がないので、地権者と契約を結べば、少々反対があっても強行するっていうのが全国の普通のやり方になっておるようです。

私も法的なことも含めていろいろ検討してみましたけれども、地元の人も含めて困ったということで、県議さんや町長さんにも相談に来て、対処策と一緒に考えていただいたということで、調査もしていただいていたようですので、そのことについて、少し具体的にお聞きをしていきたいと思います。これまでの町の方で、5月2日に申し入れをしたことに対して、具体的な調査もされたと聞いておりますが、それについて少し報告をいただけな

いでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 米の川の区長さんということで、5月2日、確かに要望書をいただきました。どこの課が担当するかということで調整したところでございますけど、一つはこの要望書にもありましたように、健康被害の問題とか、それからあと四万十川条例に基づく塔の設置の関係とか、いろいろ関係箇所いろいろございましたので、企画課の方が窓口で対応したところでございました。

その中で一つは、現実今、武田議員がお話しされたわけなのですが、事実確認という、きちっとせんといけませんもんで、N T T ドコモエンジニアリングの方とか、東京通建の方、それから地権者の方、それから武田さんにも、もう一回区長さんとしてのお話も聞いたところです。そういう事実関係の確認というのもしました。

それからもう一点は、町としての職務権限の問題です。その塔を移転の要望とかあったわけなのですが、それに対して、職務権限があるかないかということでございますが、基本的には法令遵守もされておりました。電波の電磁波規定ですか、そこらについても合致するところでもありましたし、いろんなところでの調査した段階では、法令遵守の形もありましたので、職務権限としてはないものの、その事業者については、基本的には法令に基づいて事業を推進する事業体ですので、それ以上の要望はできませんけど、移転する可能性があればというような、もう建築している途中でございましたし、そこら辺、できればというような要望はしたところでもありました。その調査した内容については、米の川の区長さんたる武田さんにも文書でお知らせしたとおりでございます。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君。

○28番（武田茂男君） ありがとうございます。

その説明会等にかかわって、私も国政上の問題も含めてですけれども、国会でも平成17年4月26日に塩川委員って、共産党の塩川鉄也議員ですが、この人が——私も去年の12月にここで、電波障害というか、健康被害が出ようという記事が出ておまして、毎日新聞の記事を使って質問をしているわけです——その中で非常に重要なことが質問をされておまして、国の考え方、そういうことが答弁をされております。少し簡単に説明をしてみたいと思いますけれども、1990年4月に、共産党の当時の宮本参議員議員が旧郵政省にこの点をただして、当時の電気通信局長もこれについて対応を答弁しているわ

けであります。下請の工事業者に任せることなく、携帯の事業者が土地の選定の段階から地域住民への説明や理解を得るよう努めるように指導しているというお話であるが、この内容については、基本的には今も変わってないかという質問に対して、政府答弁では、おっしゃるとおりで、今もそのように指導しておりますということを述べております。

そしてもう一点、大事な問題ですけれども、携帯等基地局の電波の人体への影響について、WTOのまとめた見解を示す2000年6月ファクトシート193という文書があるわけですが、これも政府が見解として、こういう施設をつくる場合のガイドラインを厳守するとともに、用心のための処置という中で、立地決定には景観——窪川町には四十景観条例っていうのが昨年制定されましたけれども、景観や住民感情に留意すべきだし、幼稚園や学校、遊び場の近くなどに基地を選ぶ際には、特別な配慮が必要だというふうに指導しているということでもあります。

この2点をとってみても、私はこの間も、下請業者の宮内さんという方が窓口で、説明も願ったわけですが、説明会でも本当に責任のある説明がされないわけです。当時、もうすべての調査は終わりましたと、申請書も出していますからいろんな場所の変更はできませんよということを言って、住民がもっと家から離れたところへやってほしいという要望を伝えたところが、そういう返答でした。それに対して、変更するとかという返事はなく、1月15日が説明会でしたけれども、1月25日だったと思います。その山内さんという方から電話がありました。部落長さんよ、実は調査のうちにボーリング調査をようやっておりますでしたので、現地へボーリング調査をやらせてください言うて電話が入りました。私は、説明会のときは確かにもう全部終わったというて言うておりましたけれども、やらせてくれえというので、私はとめるわけにもいけませんので、けれども説明会では、住民の人が、これは調査のためのボーリングで、もう既に済んだというて言うちよったので、また調査やり出したら建設するのがと間違うてトラブルになっても知らんでよと。やるやったら、きちっと看板を出して、これこれこういう理由で何日間やるんだということを表示してやってくれと。地元の人とトラブルになっても責任は持ちませんよというて言うたら、こういうに看板を立てて、期日もちゃんと書いてやったと。2日ぐらいでボーリング調査は済んだそうですが、僕は来ちよった、下請の下請ですが、その人に、このボーリングは何のためにやるがですか言うたら、申請書につけて出さんといかん調査のためのボーリング資料ですと言って僕に説明してくれました。これはおかしいですね。住民の方には、そういうふうに調査済んでもうちゅうというて言ったにもかか

ならず、こういうことをやっているわけです。そういうようなことでも説明がおかしいですね。

そして2つ目は、この建設予定地の名称が、米の川に立つにもかかわらず、一斗俵中継所となっておりました。説明会のときに、それはおかしいんじゃないかということで、この問題についても意見を出したら、この問題については3月16日に来たときに、この文書には、窪川米奥無線中継所というふうに変更したということで、こういう説明がされておりました。これは、この高さには35メートルというふうに明記してます、高さが。それで、説明のときには、高さが29メートルありますよと言うて説明をしちよったわけです。私もどれが本当なのかわからなかったので、高知の方に行って、高知の建築指導課というところに行ってお話をして、届けはどんなことをされておるのかということで話をしてみますと、情報公開条例でとってもらわんといけませんということで、実は情報公開で書類をとってきました。写しは本物を持ってきましたが、もろうてますが、それには明確に39メートルの届けであります。矛盾しております。

それで、そういうような矛盾をした説明をしておきながら、一方的に2回目の説明会をキャンセルして工事に着工したというのが経過です。地元の人も、そういうことに対して大変不信感を持っておりますし、そのことに対しての不満が出てきております。そういう面で、町長にもその経過についてもお訴えをして、業者の方にそういう要望を伝えてもらえんろうかということで要請をしましたけれども、それに対しては何ら誠意ある回答はないまま、現在に至っております。

そういう面で、今私たちはこれを取り扱う松山の法務省の方に許可をしないように、そういう署名を呼びかけて、現地への建設をストップささんといかんということで運動をしているところです。そういう面では、私も含めて、こういうことに対して、行政として立場はあると思いますけれども、住民のそういう要望に対して、業者にもそういう要望をしていただけるように、ぜひやっていただきたいと思います。そこらあたりは町長としてどうでしょう。

○議長（弘瀬則彦君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 長い話でしたので、要点よくわからないところもいっぱいあるわけなのですが、確かに住民の理解というのは当然でございまして、NTTに対してもそこら辺には十分調査したつもりでございます。先ほど言われましたように、1月15日の第1回目の住民説明会の内容についても、発言内容、経過とか、すべての提出した書類

についても全部提出していただきまして、こちらの方から会議の内容もすべて調査したつもりでございます。その点について、武田議員との何といいますか、解釈の相違というか、そこら辺も一定あるかもしれませんが、どちらが正しいかどうか、自分としてもその座に出席しておりませんので、どれがいいとか悪いとかということは述べることもできませんが、住民説明については一定しているということは事実でもありますし、それからその第2回目も開催するというようなことを、武田議員先ほどのお話ではあったようですが、それについても、業者の方の説明としては、このほかに他に疑問が出てくるとか、今回の説明以外に出てくるようなことがあれば真摯に対応するので、それについてはこちらの方に連絡してくださいと。また、武田議員の方に連絡しておれば、それの方からまた——区長さんですか、武田区長の方からもお答えするようにしますのでというようなことの性質でもあったというにも聞いております。また、その業者の方も、区長さんたる武田議員の方にもたびたび連絡も取り流したそうですが、非常に携帯のというか、自宅の電話も非常につながらないというような状態もあったりしてなかなか連絡が取りにくかったということも事実だと思います。

そういった面では、先ほど国の議会の方でもいろんな形で行政指導とかなんとかあったように先ほどおっしゃられましたけど、確かに事業方の方もコンプライアンス、法令遵守をきちっとしないと、それが原因で事業が中止になるとか、延びるとかということしたら、事業者としても利益の損失になりますので、そこら辺は十分法令にのっとり手順を踏みながらやっているのではないかというふうには推察はしているところです。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君。

○28番（武田茂男君） 経過についてはわかりましたが、もう一点、私は説明会の折にもちらっと業者の方にも申し入れをしておりましたけれども、昨年12月に町内の携帯電話、たくさん立っておるので、その周辺の健康調査を、一般的な健康調査ですが、やってほしいということでお願いもしておったところですが、その結果について、どのような報告を業者側にされたのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 地元の健康調査はやっておりますが、それを建設というか、設置業者に報告をするということはいたしておりません。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君——岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） それと、調査内容につきましては、大体35世帯90人を抽出をして、12月議会で武田議員の方からそういう要請がございましたので、健康調査を実施をいたしました結果についてはお見せをしたとおりでございますので、それ以外は調査を行っておりません。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君。

○28番（武田茂男君） 私も、この結果が出るのは少なくとも1カ月ぐらいかかるので、そういう調査を頼んでおることもあって、ぜひ地元との契約は余り急いでやってもらいたくないという希望を業者とその地権者の方にもみんなのおる前でお願いをしておりました。私は課長の方に行って、その調査の、名前とか個人名がわかるといかんと思うわけですが、そのほかの調査した中身であれば構わないということで、資料をいただいております。それで、これを見て大変驚いたわけですが、先ほど報告があったように、箇所を設定して、相談していた中身では、町の中の調査はされてないということをお聞きしましたが、この東又、影野、床鍋あたりですか、これの症状のなにを見てちょっと驚いたが、甲狀腺がんの方、それから肺がんを手術した方とか、胃潰瘍の手術、治療をしているとか、それから心臓の動悸といいますか、そういうような症状の方とか、血管不整脈とかというような症状が数件見られます。そして、電磁波による被害の症状と似ている肩こりとか、睡眠障害とか、頭痛などの事例がたくさん出てきております。私はこれは電磁波が特定された調査ではないというふうに聞いていますけれども、地域を限定して調査した中で、こういうような結果が出たということは、具体的に大変心配されることもありますし、私の最近つかんでる情報では、影野地域で、1月ごろ40歳代の男性が突然死をされてます。それから、この調査にもありますけれども、てんかんの持病を持っておられる方も中にはおいでます。これはどんなことを心配するかというと、ある鉄塔が最近立った近くで、500メートルぐらい離れたところで若い婦人の方が、それも心配をされながら突然死をされてます。これは科学的に証拠はないと思いますが、実際亡くなられてる事実はそのような問題があります。

それで、こういう状況が出ておる中で、私たちの身近なところにアンテナがぼんぼん立っているっていうのは非常に心配をしております。きのうちょうどビデオをごらんになってくださいといって、向こうへも構えておりますけれども、それを見ても、携帯電話から多量の電磁波が出て健康障害が起こることが報道されております。そして、最近ではマスコミでも、こういって電磁波が原因で奇形植物が次々と見られておるということが

雑誌等でも報道されています。これは加藤やすこさんといって電磁波の被害者でもありますけれども、それを全国の携帯の立っているところに行って、実際電磁波の測定をしたり、植物がどういう変化が起こっているというようなことが調べられて、こういうふうに報道されております。

私は法的に、先ほど行政も問題がないので、その件については私はそのとおりだと思います。私たちは法律がないので、もうあきらめるかよということではなくて、全国ではそれを規制するために条例をつくったり、行政が指導要綱をつくったりして準備をして、実際つくってやっているところもあります。インターネットでとっていただきましたが、2件ほど具体的な条例も出てきておりますし、三瀨町というところにも指導要綱ができて、必ず住民説明、それから住民の合意の上に進めるということなどが項目の中にあって、二重、三重のチェックができて、行政指導もできるような、そういう新しい取り組みがされようとしております。ぜひ行政の方も、具体的なそういう携帯鉄塔の規制すべきそういう問題をぜひ検討していただいて、つくっていただきたいと思いますが、その考えはないでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） お答えしたいと思いますが、まず最初にお願いでございますが、先ほど岡林健康福祉課長がお答えをいたしました調査の結果でございます。これは、議員さんからの要請がありましたので情報提供をしておるわけですが、これは携帯電話の電磁波による健康被害調査という形でやったわけではありませんので、肺がんの方がおるとか、何とかかんとかというそういう症状の方、当然出てきておるわけですが、それと電磁波についての因果関係を明らかにする科学的調査というのはやっておりませんので、そこところはひとつ間違いのないようにしていただかないと、これは大変な形になりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

現在、企画課長の方からも答弁いたしましたように、この件につきましてはきちっと調査をいたしまして、調査結果についても区長あてにご報告を申し上げておるわけですが、一定の法律その他に基づいて設置が行われておりますので、まずはそういう点を事業者がきちっとクリアして、法令遵守の形で当然やっているというふうに思いますので、現在のところ町の要綱なり何なりで、屋上屋を重ねる必要は感じていないところでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君。

○２８番（武田茂男君） わかりました。

私はこういう問題も含めて、今後地域ではいろんな問題が出てくると思います。こんな怖いことあるかよという人もおいででしょうし、いろいろな考え方はあって当然だと思いますけれども、現実そういう問題がいっぱい出てきております。そういう面で、ぜひそういう情報についてぜひ参考にしていただきたいこともありまして、今日は資料を取り寄せたんですが、「パリティ」という、これは特集の、物理科学雑誌でこの１年間という特集記事が組まれております。その中身全部紹介するとなんですが、ページが８１ページから８５ページの中に、「いま、電磁波が危ない？」というタイトルで、電磁波が引き起こすGNA損傷ということで、本堂毅さんという方が今の最新のそういう情報、研究が書かれております。この本の中にも、今の情報が日本ではほとんど正確に報道されていないということが指摘されておって、電磁波に対する対応もそのとおりですけれども、知らない間に危険なものと隣り合わせで自分たちは生活しておるんだということがわかりやすく書かれております。ぜひこれらも、行政として資料として取り寄せていただいて、住民に本当の情報をぜひ伝えていただきたいと思いますと思いますが、そういう最新の情報について、収集して住民に提供する考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 私どもは、一般質問は町の行政事務についての質問というふうに思っておるわけですが、これは本来所管外のことでありまして、ただ住民がそのことについて不安に思ったり、何とか調査をしてほしいということが付随してあった場合に、それにきちっと対応するということがございまして、一般的な電磁波と携帯電話の電磁波というのはどれほど違うのか、私も全く知識がありません。そういった専門誌等も取り寄せて研究するということが悪いことではないと思いますけれども、なかなかそこまでは役場の機能、職員の対応としてはなかなか今のところは難しいのではないかなというふうには考えておりますが、行政にかかわる部分については、職員も一生懸命勉強して情報提供もやっていく必要はあるかと思っておりますけれども、ただいまお示しいただいたような専門誌をなかなか読解をして情報提供していくということは、ここでは内容的に私も知りませんが、難しいことではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（弘瀬則彦君） ２８番武田茂男君。

○２８番（武田茂男君） わかりました。

私もそういう面ではいろんなネットといいますか、そういうものを通じていろんな情報

をいただいて、近くでは野市町などでそういう問題を解決したところもあります。そういう面では、行政と地域住民が情報も共有して問題解決に当たるっていうことも大事なことでないかと思いますので、今後ともそういう住民の声をぜひ聞いていただけますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 28番武田茂男君の一般質問を終わります。

以上で発言通告を受けておりました一般質問はすべて終了しました。

本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

午後4時10分 散会